

昭和33年度 下月の子当由割合決定

昭和33.12.18.現在4輪780分

533.10.26 終了時

① 賦当 $22,000^{\text{円}} \times 7.061^{\text{‰}} (533.71 \text{ 現在額}) = 155,342,000^{\text{円}}$

④ 勤労者当 (50.82%) 集率 (0.098)

② 年月別 (8.78%)

	人員	金額	総額
6年以上10未満	123	400	52,200
5年未満	372	800	713,600
5年	87	1,300	113,100
10年	2,397	1,800	4,314,600
15年	2,512	2,300	5,777,600
20年	462	2,700	1,247,400
20年以上	600	3,200	1,420,800
計	6,927		13,640,300

③ 基于当 (38.98%)

月数	人員	金額	総額
12月未満	2	5,300	10,600
2年	1	5,700	5,700
3年	5	6,100	30,500
4年	3	6,500	19,500
5年	0	6,900	0
6年	30	7,300	219,000
6年以上	6,727	8,700	60,264,900
計	6,768		60,550,200

$$\begin{aligned} & 153,342,000^{\text{円}} - (13,640,300^{\text{円}} + 60,550,200^{\text{円}} + 172,910^{\text{円}} + 472,500^{\text{円}}) \\ & \text{(賦当)} \quad \text{(勤労者当)} \quad \text{(基于当)} \quad \text{(家族当)} \quad \text{(全欠者)} \\ & = 78,949,900^{\text{円}} \text{(勤労者当引当分)} \end{aligned}$$

$$78,949,900^{\text{円}} \div 803,547,212^{\text{円}} = 0.098^{\text{‰}} \text{(集率)} \quad \text{(勤労者引当分)} \quad \text{(基于当総額)}$$

$$803,547,212^{\text{円}} \times 0.098^{\text{‰}} = 78,743,627^{\text{円}} \text{(集率)} \quad \text{(勤労者当総額)} \quad \text{(基于)$$

$$78,949,900^{\text{円}} - 78,743,627^{\text{円}} = 206,273^{\text{円}} \text{(残高)} \quad \text{(勤労者引当分)} \quad \text{(勤労者当総額)}$$

⑤ 家族当 (1.12%)

 $1^{\text{‰}} \times 100^{\text{円}}$

$$100^{\text{円}} \times 1.7291^{\text{‰}} = 1,729,100^{\text{円}} \text{(家族当総額)}$$

⑥ 全欠者 (0.3%)

公傷 7,500^円私傷 6,000^円

$$\text{公傷 } 7,500^{\text{円}} \times 19 = 142,500^{\text{円}}$$

$$\text{私傷 } 6,000^{\text{円}} \times 55 = 330,000^{\text{円}}$$

$$\text{計 } 472,500^{\text{円}}$$

支那中興會 第三五号

一九五八年十二月二十二日

日本及紙張印刷組合

日本中興會 啓

六

各地 力注 別冊

千代社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

十田社 演劇 別冊

以上

三三 年下期の請求書宛先ストカンプ印刷人について
今次請求書の送付等に際し、巻末ページに「請求書宛先(姓、所属印刷社)に對するカンパ帳ついで
表記の通り送付した」との通知する。

記

一 印刷費

請求書印刷費 一七〇〇五七円

請求書印刷費 八五〇〇〇円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

請求書印刷費 一七六五五七円

印刷は一月十五日に東京中央印刷社に依頼のこと。

昭和三十一年十二月十八日の請求書の内容に支障を来たさないよう、全巻通して印刷入力が済んだ

ところが、最近に納入された。

支 卸 別 頁 別 額 (一)

	在籍被債		在籍被債		在籍被債		在籍被債		頁別額計							
	1A第3 110頁		1A第3 110頁		1A第3 110頁		1A第3 110頁									
	前担人員	頁別額	前担人員	頁別額	前担人員	頁別額	前担人員	頁別額								
三	川	砂川	6,086	870,200	河	大峰	1,264	194,260	北	新子張	1,329	167,790	16	1,144	193,726	
		戸別	4,260	278,280		神地	1,811	112,810		清水次	777	107,870	4	462	110,152	
		文	1,227	111,270		日毛	1,674	126,980		宇和	1,650	165,980	3	231	186,111	
		三河	1,622	1,746,710		下田	767	146,220		真谷地	712	108,580	6	662	100,640	
		田	8,219	793,780		野南	6,705	191,000		金川	533	49,630	6	662	39,072	
	三	山	山野	2,716	432,710	明	南電	710	79,100	支	祝内	2,220	204,200	1	77	204,277
			計	6,086	607,610		計	29,620	362,620		新橋西	1,762	171,920			172,820
			高島	2,621	292,510		廣野	121	57,100		了字	810	56,100			56,100
			新入	1,720	201,250		木誠	117	12,070		美流渡	456	43,710			43,710
			古成	1,696	167,950		上野	516	36,650		神成	1,040	152,000	17	1,207	152,767
三	山	古成	211	20,310	池	昭和	584	64,240	空	空知	1,848	170,200	13	1,007	171,287	
		上田	1,626	179,210		赤池	1,778	135,670		志南	754	104,240	11	897	104,897	
		鶴田	1,110	104,000		平山	202	97,220		夕張	5,003	574,720	22	1,874	576,634	
		鶴田池	864	69,210		西村	679	74,820		計	19,564	1,152,000	74	7,238	1,152,078	
		盛田	136	64,850		在心	698	76,580								
	三	山	盛田	1,370	232,920	池	佐賀	626	67,760							
			崎子	870	78,900		計	6,407	706,170							
			石見山	670	78,900		別	2,081	207,610							
			夏相	646	502,150		茂尾	1,861	204,220							
			高島内	506	57,750		尺羽	329	71,000							
住	山	平野	262	164,780	別	計	3,133	3,846,520								
		大坂	2,510	156,450		大平洋	2,510	156,780								
		瑞島	1,406	140,650		高松	2,122	204,570								
		計	26,602	2,307,620		山田	552	16,220								
		敷内西	710	162,800		計	7,926	810,210								
	住	山	糸川江	626	24,610	別	大平	2,777	162,970							
			金野	1,172	161,180		神島	92,59	419,380							
			弥生	1,261	122,150		二瀬	1,140	125,400							
			志摩	1,113	122,200		奥島	1,202	269,770							
			沼電	1,067	116,270		守部	2,061	224,710							
住	山	本	2,821	210,210	別	向洋	110	12,630								
		計	7,206	1,070,660		計	2,678	846,190								

支那特別員担額 (二)

		正取費		補助取費		傳書		員担額計
		員担額	員担額	員担額	員担額	員担額	員担額	
三	三	1622	267810	8	880			269,510
	田	813	134,040	10	1100			135,240
	山	406	67,020	5	550			67,570
	插	91	15,015	58	6380			21,395
	釣	561	91,680	8	880			92,560
	夏	22	3,520	5	550			3,870
	小	72	11,520	19	2090			13,610
	元	47	7,515	14	1540			9,055
	木	261	41,760	126	14,760			56,520
	計	4672	728,880	233	31,130			800,010
北	夕	962	152,210	28	3,080			155,290
	空	509	81,395	34	3,760			85,155
	平	276	44,160	12	1,280			45,440
	境	132	21,120	21	2,210			23,330
	計	2479	400,885	103	14,330			415,215
住	志	537	85,905	17	1,870			87,775
	宇	467	72,824	19	2,070			74,894
	尾	12	1,980	7	770	1	77	2,827
	小	25	4,125	2	220	1	77	4,422
	東	110	17,160	33	3,510	17	1,807	20,477
	大	20	3,200	5	550	7	770	4,520
	若	24	3,780			12	1,280	4,960
	丸	10	1,650	7	770			2,420
	志	165	26,370	12	1,320			27,690
	計	1167	186,654	111	12,220	70	7,770	206,644
日	取	802	127,320	11	1,210	48	5,085	133,615
	取	326	52,220	4	440			56,210
	計	58	9,070	3	330	15	1,585	11,025
全	計	384	61,340	7	770	15	1,585	63,695
	計	7844	1,271,660	544	62,040	160	17,220	1,450,920

※ 合計 18,282,638

支那特別員担額表

員担額	種別	支入費	給付入費
18	正取費	7,814	14,776
	補助取費	5,64	
10	在籍取費	150,660	
	計	158,474	147,222
	備費	160	
07	寄附金等	74	
	計	234	770
	合計	168,868	148,000

人員員担額計算表

員担額	種別	支入費	給付入費
種別	支入費	15,183,761	
種別	支入費	1,821,566	
種別	支入費	17,005,327	102,32
種別	支入費	650,000	3,71
種別	支入費	622,311	3,77
種別	支入費	18,282,638	110,00

$110 \times 15 = 1650$ 職員担額
 $110 \times 07 = 770$ 係員担額
 係員担額

	飼育力(一) 実積		飼育力(二) 実積		平均牛 (C+D) 匹	12月 以下	12月 以上	12月 以下	12月 以上	12月 以下	12月 以上	12月 以下	12月 以上	12月 以下	12月 以上	12月 以下	12月 以上	
	A	B	C	D														
沖山	117,277.200	59,224	2,122.73	2,200	102.3													
庄見	162,923.000	60,107	2,649.14	-	115.8													
計	280,200.200	119,331	4,771.87	-	218.1	26	22	703	570	320	180	2,090	447,120					
沖山	170,716.700	62,572	2,146.73	2,200	105.2													
庄見	100,682.500	67,793	2,947.10	-	116.7													
計	271,400.200	130,365	5,093.83	-	221.9	26	22	703	570	320	180	2,167	500,700					
沖山	78,034.000	22,717	3,415.71	2,000	170.2													
庄見	82,216.000	26,501	2,276.15	-	113.2													
計	160,250.000	49,218	5,691.86	-	283.4	26	22	806	350	320	0	466	0					
沖山	62,222.500	23,147	2,005.70	1,770	112.6													
庄見	67,700.500	26,531	2,276.10	-	113.3													
計	129,923.000	49,678	4,281.80	-	225.9	26	22	1,000	1,000	320	0	762	490,620					
													合計	1,710,460				

※ 1. 凡属労働者一(4)3年生以上の乳牛は計に入らない

生産別増分精糖の寄与

	生産別増分精糖			12月増分精糖			12月増分精糖			12月 以下	12月 以上	12月 以下	12月 以上	12月 以下	12月 以上	12月 以下	12月 以上
	早成連 A	休牧牛 B	計 C	5月	7月	平均 D	5月	7月	平均 E								
沖山	116,277	31,570	147,847	62,005	1,172	910	150	520	150	0,276	0,016	2,004	23	57,122	23,138		
庄見	162,919	28,665	191,584	102,311	1,271	507	770	635	350	6,000	0,624	2,167	23	61,277	28,206		
沖山	116,277	31,570	147,847	62,005	1,172	910	150	520	150	0	0	2,004	23	21,759	0		
庄見	162,919	28,665	191,584	102,311	1,271	507	770	635	350	0	0	2,167	23	21,759	0		
計	279,196	60,235	339,431	164,316	2,443	1,417	320	1,155	300	0	0	4,171	46	118,881	23,138		

生産別増分精糖 1,821,566

われわれは総選挙(昭和三十年)の町会議員選挙に於て十五名(小竹町二名、吉田町十三名)の立候補を公選し、短い選挙の活動に専られて全員当選するといふ偉大な成果を挙げた。われわれはその選挙目的を選挙斗争と云つては尤も、貝島労働といふ歴史を背景はその中での中火を克服を期して居た。このことは何れにしても組合員、主婦の設備定額の増額に於ては尤も、われわれは今次地方選挙を期するに於て、選挙の善利と善い結果に基き、進力を奮起を確立し、われわれの代表を全員当選させるため、大之浦労働選挙対策委員会の方針に基き進んでの勝利を期する。

一、基本問題

われわれは民衆第二十一回臨時大会で決意した大選挙綱領並びに基本方針に基き、真に闘争の精神を把握し、これが実現に萬難を蒙るで選挙法の中で困難とするわれわれの代表を選出し、これに当選による相対選挙制度の善悪を以て万全を期すことを一義とし、真に民主的を期会を期するに於て進力を選挙運動の確立を期する。

二、本選挙対策要綱

- (1) 日本資産階級の被弾、其長独立の實現
- (2) 子知階級を守り、選挙斗争に反対し、押込階級を助陣する
- (3) 労働者の同盟を以て選挙の促進を期す
- (4) 労働者の同盟を以て選挙の促進を期す
- (5) 労働者の同盟を以て選挙の促進を期す
- (6) 労働者の同盟を以て選挙の促進を期す
- (7) 労働者の同盟を以て選挙の促進を期す

三、本選挙対策委員会

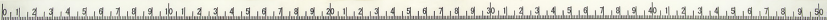
- 1. 公選候補者は本選挙対策委員会で決定する
- 2. 各支部の候補者は選挙区を基礎とし、予心増進可能な支部毎公選候補者数を決定する
- 3. 公選候補者が行方不明となり、選挙区に於て其の公選立案を行ふ
- 4. 公選候補者が行方不明となり、選挙区に於て其の公選立案を行ふ
- 5. 公選候補者が行方不明となり、選挙区に於て其の公選立案を行ふ

四、文部選挙対策委員会

- 1. 各支部決定の公選候補者数の枠内に於て既正公平なる公選候補者の数を期す
- 2. 予心増進可能な場合の候補者の調整を行う
- 3. 選挙区に於て其の公選立案を行ふ
- 4. 公選候補者が行方不明となり、選挙区に於て其の公選立案を行ふ
- 5. 公選候補者が行方不明となり、選挙区に於て其の公選立案を行ふ

五、公選候補者数を次の通り定める

- 一、公選候補者数を次の通り定める
- 二、公選候補者数を次の通り定める
- 三、公選候補者数を次の通り定める
- 四、公選候補者数を次の通り定める
- 五、公選候補者数を次の通り定める



六、会派候補の立附方は次の通り、

- 1. 立候補の東京あるものは所定の期日に別人の上記立派別を添付して本会派別表に立派。
- 2. 支派別表は次の立派別表により公認候補により公認候補を指定し本会派別表に立派とする。
- 3. 能力、人柄、意見ともに優れておき公認候補の選定に有利な行動力をもし、日常活動の中で同派の選挙区にその責任と情熱を有するもの。
- 4. 当選の確率があるもの。
- 5. 立候補の意志ある議員長で在任中絶りたてを失職がなかつたもの。
- 6. 公認候補の経験があるもの。
- 7. 候補、選任区で担当のあるもの。
- 8. 可成り明るいもの、又は真心のあるもの。
- 9. 支派別表に選挙委員会を設置する。選挙委員会の構成は次の通りとする。
- 10. 支派別表議員
- 11. 各選挙区の前議員の書記長選挙区より選出せられた委員一名
- 12. 候補地区に代議員会で行う
- 13. 選挙方法は代議員会により選挙区を定めるための教育活動を実施する、その詳細は別に制定する

七、自由立候補者についての対策

- 1. 所定決定の方針を無視し立候補するものがある場合は、選挙区別に立候補を禁止せしめる。しかし、所定決定方針を無視しないものは臨時の協議をふたすものと暫断する

八、運動員についての対策

- 1. 公認候補者以外の運動を行つてはならない
- 2. 公認候補者の決定は各支部に責任を有するとして、所定であるので、所定以外の公認候補者の運動については同様、所定にあらぬ運動を行つてはならない
- 3. 公認候補を支援せしむるための方針に基き教育活動及び選挙手段の普及を期す
- 4. 教育活動を積極的に推進する。教育活動の方法、スケジュールについては別に定例制定する
- 5. 投票対策として(1)自派(会派以外)外部からの事前運動禁止を強力に奨励する(2)イ、運動員を編成する。その構成は各支部より二名程度出し、選挙区については支派別表で定める。同派別表は所定の期日に記入の上報告書を支派別表に提出せしめる
- 6. 外部からの進人を防ぐ一手段として、公認選挙区に投票する票をも別紙提出せしめる
- 7. 投票二台紙以後)
- 8. イ、投票票提出を編成する。その構成は各支部より二名程度

且最大之選挙区選挙対策委員会の構成は次の通り

- 本会派別表
- 組合長 副組合長 書記長 教育部長 支派長(但し新設は副支派長を含む)
- 主席会三役
- 支派別表
- 支派長 副支派長 各担当執行委員 統制部長 本部会役員



昭和三十四年二月

二

兵島大芝園株式組合
組合長 榎 村

兵島園遊株式會社
専務取締役 本 松 洋 造

開 決 審 査

昭和三十四年一月一日より同年十二月三十一日までの貸金中高等学校
金及び校費等につきいて所算の通り算定いたします

以 上



「案」

基準外貸付 基準外貸付及び救済貸付の支出

一、救済労働資金の高増率を次の通りとする。

- 1 早出救済労働資金 五十%
- 2 普通公休資金 五十%
- 3 特殊公休資金 一〇〇%

二、特殊労働手当の増率及び支給額を次の通りとする。

- 1 深夜手当 三三%
- 2 非常時間、臨時入夜、出戻、仮装待機、離職検査所、臨時夜勤、歩行及び
「一」の整理の各手当てについては別途協議する。

救済貸付

(1) 職員手当 月額 七六〇円

全職員一平均支給する。

(2) 講習手当 一箇につき 一五〇円

講習に参加し九者に支給する。

(3) 召集手当 一箇につき 二二〇円

事故発生または講習により召集された者に支給する。(講習終了後五日後を以て)

(4) 労働手当 一箇につき 二二〇円

労働を命ぜられた者に支給する。(社宅に居住せられた場合で、労働手当とは併給しない)

(5) 差入手当

東京方面に差入した者に差入一人一箇につき左の区分により支給する。

- 一 一、五〇〇円 その増率が不明で勤務先が必ず作業困難な場合
- 二 一、九〇〇円 増率は別明しているが条件が一般と大差のない場合
- 三 一、二〇〇円 職業貯蓄等により行われれば作業困難の場合
- 四 四、〇〇〇円 右に該当しない場合

(6) 救済員在基地で研修代給した場合は左記金額を支給する。

- 1 革高が区内であつた場合 四九〇円
- 2 基地が区内であつた場合 三六五円

(7) 退職者に対する支給額を別表とする。

- 退職者(一) 一年以上五年未満の者 一、六五〇円
- 退職者(二) 五、一〇〇円
- 退職者(三) 五、一〇〇円
- 退職者(四) 五、一〇〇円
- 退職者(五) 五、一〇〇円
- 退職者(六) 五、一〇〇円
- 退職者(七) 五、一〇〇円
- 退職者(八) 五、一〇〇円
- 退職者(九) 五、一〇〇円
- 退職者(十) 五、一〇〇円
- 退職者(十一) 五、一〇〇円
- 退職者(十二) 五、一〇〇円
- 退職者(十三) 五、一〇〇円
- 退職者(十四) 五、一〇〇円
- 退職者(十五) 五、一〇〇円
- 退職者(十六) 五、一〇〇円
- 退職者(十七) 五、一〇〇円
- 退職者(十八) 五、一〇〇円
- 退職者(十九) 五、一〇〇円
- 退職者(二十) 五、一〇〇円
- 退職者(二十一) 五、一〇〇円
- 退職者(二十二) 五、一〇〇円
- 退職者(二十三) 五、一〇〇円
- 退職者(二十四) 五、一〇〇円
- 退職者(二十五) 五、一〇〇円
- 退職者(二十六) 五、一〇〇円
- 退職者(二十七) 五、一〇〇円
- 退職者(二十八) 五、一〇〇円
- 退職者(二十九) 五、一〇〇円
- 退職者(三十) 五、一〇〇円
- 退職者(三十一) 五、一〇〇円
- 退職者(三十二) 五、一〇〇円
- 退職者(三十三) 五、一〇〇円
- 退職者(三十四) 五、一〇〇円
- 退職者(三十五) 五、一〇〇円
- 退職者(三十六) 五、一〇〇円
- 退職者(三十七) 五、一〇〇円
- 退職者(三十八) 五、一〇〇円
- 退職者(三十九) 五、一〇〇円
- 退職者(四十) 五、一〇〇円
- 退職者(四十一) 五、一〇〇円
- 退職者(四十二) 五、一〇〇円
- 退職者(四十三) 五、一〇〇円
- 退職者(四十四) 五、一〇〇円
- 退職者(四十五) 五、一〇〇円
- 退職者(四十六) 五、一〇〇円
- 退職者(四十七) 五、一〇〇円
- 退職者(四十八) 五、一〇〇円
- 退職者(四十九) 五、一〇〇円
- 退職者(五十) 五、一〇〇円



(8)

役員及び役員見舞金

職務により拘束または障害を受けたる場合、法定に上る支給額の半か左の金額を支給する。

1. 役員見舞金

本人一一万円以上、従業員一人につき三万三千円以上とし支給額については都度会社組合議のうえ決める

2. 役員見舞金

役員見舞金は行切補償の互済互助組

(9)

業務上その損害賠償に際した場合は出費済みし、社内勤務者については入社したものとみなす。

10

事故発生日より社内外関係者に依り場合は出費済みに改定し、この項に上る諸手当の性か労働協約所定の内容を支持する。

役員以外の者が、就業に就いた場合は、就業に従って支給す。

11

この協定の有効期間は昭和二十四年一月一日より昭和二十四年十二月末日迄とする。

以上

第一章 名称及び事務所

第七条 この組合は日本製紙労働組合支部 札幌大支店労働労働組合と併び労働組合法による法人とする。

第四章 組合員

第七条 この組合の組合員は第五條に該当する者で労働に關して紛争中の者も當乙。但し組合に於て除外されるべき組合員に當り得ない。

第五章 委員、役員

第十二条 委員及び役員は任期一年として六月より翌年五月までとし再任を許す。次期を先じた場合はこれを補充するその任期は前任者の残りの任期とする。

第六章 組合の機関

第二十一条 正の事は臨時会の議決を経て行われなければならない。

1、労働協約の締結、改正、取消並びに改定

2、資金調達及び貯蓄

3、行動方針及び申立書

4、予算及び決算、庶務手帳

5、組合規約の変更

6、労働争議の行儀 (闘争大会、先鋒隊大会で決裂された場合は緊急の保護を求めて行うこととす)

7、上述団体への加盟若しくは脱退

8、特別の目的を以て設定した資金の運用

第二十三条 次の事項は委員及び役員に専ら行われなければならない。

1、次期定例会の開催に對する招集手帳

2、組合規程の改定に對する招集手帳

3、議決を先じた議決の執行

4、規約の改定に關する招集手帳

5、上級組織で決定された事項

6、組合規約の改定に對する招集手帳

7、その他組織上の事項

第二十四条 執行委員は全委任状を以て選出する。

第三十六条 執行委員は次の事項を行う。

1、議決、招集状の決定された事項の執行

2、議決、委員の選出に對する議案の作成及び審議

3、組合規約の変更

4、その他組合規約に定められた事項

第三十八条 この組合は各職場、各職場分會組織を置く。この規定は特に對する。

第七案 議 決

第四十二条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第四十三条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第四十四条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第四十五条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第四十六条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第四十七条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第四十八条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第四十九条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第五十条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第五十一条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第五十二条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第五十三条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第五十四条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第五十五条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第五十六条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第五十七条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第五十八条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第五十九条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第六十条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第六十一条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第六十二条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第六十三条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第六十四条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第六十五条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第六十六条 議決の議決方針は手又は無記名投票により行う。但し投票のみの場合は議決により決定する。

第四十九條 會社は臨時株式、留置株式及び留置者の署名を有するの書式による臨時の金銭出納に充てる。

第六節 役員

第五十條 この組合を運営するに必要の役員を置く。組合長一名、副組合長一名、書記長一名、庶務部長一名、常務部長一名、副常務部長一名、副書記長一名、執行委員十名、監事十名、監事候補十名。

第五十一條 組合長は、この組合を代表し組合業務を統括するに必要の職務を行使し得るものとす。

1. 組合規約の改訂を提案する。

2. 組合規約の施行に必要の職務を統括する。

3. 執行委員会の設置を提議し、議決を促す。

4. 執行委員会の設置を實行する。

5. 執行委員の職務を執行する。

第五十二條 副組合長は、組合長の職務を代行し得るものとす。

第五十三條 書記長は、組合及び関係の事務を統括する。

第五十四條 庶務部長は、組合の事務に必要の職務を執行する。

第五十五條 常務部長は、組合の事務に必要の職務を執行する。

第五十六條 副常務部長は、常務部長の職務を代理する。

第五十七條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第五十八條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第五十九條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第六十條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第六十一條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第六十二條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第六十三條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第六十四條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第六十五條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第六十六條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第六十七條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第六十八條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第六十九條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第七十條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第七十一條 執行委員は、執行委員の職務を執行する。

第七節 監事

第五十二條 この組合を監督するに必要の役員を置く。監事十名、監事候補十名、常務部長一名、副常務部長一名、副書記長一名、執行委員十名、監事十名、監事候補十名。

第五十三條 監事は、この組合を監督するに必要の職務を執行する。

1. 組合規約の改訂を提案する。

2. 組合規約の施行に必要の職務を統括する。

3. 執行委員会の設置を提議し、議決を促す。

4. 執行委員会の設置を實行する。

5. 執行委員の職務を執行する。

第五十四條 副監事は、監事の職務を代理する。

第五十五條 監事は、監事の職務を執行する。

第五十六條 監事は、監事の職務を執行する。

第五十七條 監事は、監事の職務を執行する。

第五十八條 監事は、監事の職務を執行する。

第五十九條 監事は、監事の職務を執行する。

第六十條 監事は、監事の職務を執行する。

第六十一條 監事は、監事の職務を執行する。

第六十二條 監事は、監事の職務を執行する。

第六十三條 監事は、監事の職務を執行する。

第六十四條 監事は、監事の職務を執行する。

第六十五條 監事は、監事の職務を執行する。

第六十六條 監事は、監事の職務を執行する。

第六十七條 監事は、監事の職務を執行する。

第六十八條 監事は、監事の職務を執行する。

第六十九條 監事は、監事の職務を執行する。

第七十條 監事は、監事の職務を執行する。

第七十一條 監事は、監事の職務を執行する。

第七十二條 監事は、監事の職務を執行する。

第七十三條 監事は、監事の職務を執行する。

第七十四條 監事は、監事の職務を執行する。

第八十條、社上を保護する費用は、つては親善部總會が負担せしむ。

第八十條、この組合の對外關係、各組別代表、表支支費者は、親善部總會に對して責任を負ふ。但し、親善部總會に對して責任を負ふは、其の限に於てのみ。

第八十三條、會計は、親善部總會の親善部は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第八十三條、この組合の會計年度は、毎年一月一日より十二月三十一日までとする。

第八十四條、親善部總會は、その親善部總會の親善部は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第八十五條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第八十六條、親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第八十七條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第八十八條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第八十九條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第九十條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第九十一條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第九十二條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第九十三條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第九十四條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第九十五條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第九十六條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第九十七條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第九十八條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第九十九條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百零一條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百零二條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百零三條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百零四條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百零五條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百零六條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百零七條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百零八條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百零九條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百一十條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百一十一條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百一十二條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

第一百一十三條、この組合の親善部總會は、親善部總會に對して責任を負ふ。

投 遊 給 訓 宣 表 (5.33.12 未 定 局)

254.2

給 与 部

社 名	一			二			三			計			
	人	課	費	人	課	費	人	課	費	人	課	費	
北 内 大	大 級	6	100.00	120.00	-12.00	82	100.00	120.00	-12.00	82	100.00	120.00	-12.00
	1級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	2級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	3級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	4級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	5級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	6級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
人 計	6	100.00	120.00	-12.00	82	100.00	120.00	-12.00	82	100.00	120.00	-12.00	
北 外 大 成 人 男 子	大 級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	1級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	2級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	3級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	4級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	5級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	6級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
人 計	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	
成 員	大 級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	1級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	2級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	3級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	4級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	5級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	6級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
人 計	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	
保 護 計 算	大 級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	1級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	2級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	3級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	4級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	5級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
	6級	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00
人 計	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	1	20.00	20.00	0.00	



(別紙1)

スト中の取扱

S 54.4.25 給5時

1 果物給

スト欠勤日数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
扶養家族一人当り給額	400円	305円	305円	305円	305円	305円	305円	305円	277円	205円	205円
3.4ヶ月分給支給額	17万円	16万円	16万円	16万円	16万円	17万円	17万円	17万円	12万円	12万円	16万円
就業分収	18	17	17	16	15	15	14	13	12	12	11
の他	22	21	20	19	19	18	17	16	15	14	14
扶養家族一人当り給額	320円	300円	275円	283円	271円	258円	246円	234円	222円	205円	197円
3.4ヶ月分給支給額	5万円	3万円	3万円	3万円	3万円	7万円	7万円	7万円	4万円	6万円	6万円
就業分収	19	19	9	9	8	8	8	7	7	7	6
の他	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8
扶養家族一人当り給額	215円	209円	198円	190円	182円	174円	165円	157円	149円	141円	132円
3.4ヶ月分給支給額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
就業分収	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
の他	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
扶養家族一人当り給額	55円	53円	51円	49円	47円	44円	42円	40円	38円	36円	34円
3.4ヶ月分給支給額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
就業分収	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
の他	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2

(例)スト欠勤日数の全額スト(24時間)1日のみスト欠勤日数に73(3月7日)×4.20.23.26.30日(内7日)×1.40) = 新額×(1日給50分)5日分収は0.77万とす

2 作業員代位補助

3月分給支給額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
管橋工工給額	400円	305円	305円	305円	305円	305円	305円	305円	277円	205円	205円
3.4ヶ月分給支給額	13万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円
木型工	300円	280円	277円	265円	253円	242円	231円	219円	208円	196円	185円
3.4ヶ月分給支給額	14万円	14万円	14万円	13万円	12万円	12万円	12万円	11万円	10万円	10万円	9万円
員見習	300円	280円	277円	265円	253円	242円	231円	219円	208円	196円	185円
3.4ヶ月分給支給額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
支給額	200円	192円	185円	177円	169円	162円	155円	146円	138円	131円	123円

3 通勤者補助

0	300円	383円	277円	265円	253円	242円	231円	219円	208円	196円	185円
支給額	1207	234	274	293	251	240	220	217	205	193	182
参加日数	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
3.4ヶ月分給支給額	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
の他	18万円	19万円	18万円	18万円	18万円	18万円	18万円	18万円	18万円	18万円	18万円

4 叔孫扶員手当

支給額	550円	523円	502円	487円	465円	444円	423円	402円	381円	360円	339円
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



スト中の取扱

昭和34.4.25 第5号

(別紙2)

昭和34年における採用日	既 内 失			昭和35年における採用日	既 内 失		
	既 内 失	既 内 失	既 内 失		既 内 失	既 内 失	既 内 失
3月4日まで	236	226	216				
5日~13日	230	220	210	3月4日まで	229	220	210
14日~15日	236	226	219	5日~10日	230	220	211
16日~17日	237	227	217	11日~23日	231	221	211
18日~19日	238	228	218	24日	231	222	212
20日~23日	238	229	219	25日	232	223	213
24日	238	228	218	26日	233	223	214
25日	237	227	217	27日	234	224	214
26日	236	226	216	28日	235	225	215
27日	235	225	215	29日~30日	235	226	216
28日	235	225	215	31日	236	226	216
29日~30日	234	224	214	4月1日	237	227	217
31日	235	223	214	2日	238	228	218
4月1日	235	225	215	3日	239	229	219
2日	231	222	212	4日	239	229	219
3日	231	221	211	5日以後	240	230	220
4日	230	220	211				
5日以後	229	220	210				

社1 スト期間中の保安要員その他の出勤日数はすべて除くものとする。

2 スト日は

昭和33年3月13、15、17、19、20日

昭和34年3月4、20、23、24、25、26、27、

28、30、31日

昭和34年4月1、2、3、4日(未定)



昭和34年上期役員期末手当

昭和34年上期役員期末手当は下記の通り支給する

記

A 期末手当の支給対象及び支給金額

1 支給対象

(1) 基礎期間に基礎賃金を有し且つこの手当支給日(以下単に支給日という)に在籍する本属役員に対し期末手当を支給する

(2) 基礎期間は昭和33年10月1日及び34年2月26日までの間とする

(3) 基礎賃金は基礎賃金中の本人給基準外賃金中の付加給、臨時加給金、選考給賃金及び保安責任委員の賃金(換算月890円公休日1.047円)の合計額とする

(4) 基礎期間に基礎賃金を有し且つ昭和34年3月1日以前より3月1日までの間に基礎賃金を有し且つ支給日に在籍するものに対しては年功給及び基礎給を支給する(勤続給は支給しないもの)

2 支給金額

(1) 勤勞手当

基礎期間中の基礎賃金に支給率0.115を乗じて得た金額(10円未満の端数については5円以上は10円に切上げ5円未満は切捨てる)とする

(2) 年功手当

昭和34年3月31日現在の勤続年数に応じ次の通り支給する

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
6か月未満		10年以上	1900
1年	400.15%		2300
3年	600.20%		2700
5年	800.20%以上		3200

定期役員から本属役員に昇任された者の勤続年数は定期役員期間を清算せず本属役員としての勤続年数とする

付 基礎手当

基礎期間中の在籍月数に応じ次の通り支給する

基礎期間中の在籍月数	支給額	基礎期間中の在籍月数	支給額
1か月未満	5300	5か月未満	6900
2	5700	6	7300
3	6100	7	7700
4	6500		

(注) 在籍月数の計算例

1月14日に昇任された者については12月13日を以て1ヶ月とする。従つて3月31日現在では5ヶ月未満とする

(2) 家族手当

昭和34年3月31日現在の役員家族給支給規則に基づく扶養家族1人につき8100円を支給する

B 次の各号に該当する者に対してはそれぞれ次の通り給金一部を支給する

- 基礎期間中に在籍するも公費債務のため欠薪し基礎賃金を有しない者で引続き支給日まで本属役員として在籍する者に対しては前記Aの各号の金額及び次の金額を支給する
公費債務のため基礎賃金を有しない者 7500円
私費債務のため 6000円

(注) 勤勞手当、年功手当、基礎手当は支給しないもの

2 基礎期間に基礎賃金を有し且つ昭和34年4月1日現在

勤続年数10年以上かつ基礎給が支給日に在籍する役員は基礎給が支給日以前に34年4月3日以前に支給日までの勤続年1年未満の者で入管期間が所定退職した者を含む

シ) 殉難、死亡、葬儀都合、公私葬儀、遺族者(公私葬儀による遺族者には本人の申出によるものは含まない以下同じ)並びに遺族に費用された者

前記Aに準じて計算した額(住居費期間中公私葬儀の必要火葬し若しくは葬儀を有しない)に対しては前記2のCに準じて支給する

3. 昭和34年6月1日以後の副役員として加入された者で引続き支給日中で本会役員として在任する者
- | | |
|-------------|--------|
| 4月中旬に加入された者 | 3,000円 |
| 5月中旬 | 3,000円 |
| 6月中旬 | 2,300円 |
| 7月中旬 | 1,600円 |

注し

ナ) 臨時中央事務副会副副総務委員及び庶務副会の中途に臨時役員として加入された者で昭和34年6月1日以後の本会役員として加入された者に対しては前記金額を支給する

ハ) 若しくは庶務副会副副総務委員(全副副総務委員を除く)で昭和34年4月1日以後の本会役員として加入された者に対しては別に定める

「遺族者及び臨時役員に對し金一封支給の件」に基づく支給額と前記金額を比較し何れか高い方を支給する

イ) 支給日以後の本会役員として加入された者に対しては支給しない

4. 昭和33年10月1日および34年3月31日までの間の遺族、殉難、死亡、公私葬儀による遺族者並びに遺族に費用された者

前記Aに準じて計算した額

注し

(イ) 年分手当については昭和33年6月30日現在の副総務委員及び庶務副会員の世帯月収に依り次の通り支給する

昭和年次	庶務副会中の世帯月収別支給額				
	1ヶ月未満	2ヶ月未満	3ヶ月未満	4ヶ月未満	5ヶ月未満以上
8ヶ月未満	—	—	—	—	—
1年未満	70円	130円	200円	270円	350円
2年未満	130円	270円	400円	530円	670円
3年未満	200円	330円	460円	590円	720円
4年未満	270円	400円	530円	660円	790円
5年未満	340円	470円	600円	730円	860円
6年未満	410円	540円	670円	800円	930円
7年未満	480円	610円	740円	870円	1,000円
8年未満	550円	680円	810円	940円	1,070円
9年未満	620円	750円	880円	1,010円	1,140円
10年未満	690円	820円	950円	1,080円	1,210円
11年未満	760円	890円	1,020円	1,150円	1,280円
12年未満	830円	960円	1,090円	1,220円	1,350円
13年未満	900円	1,030円	1,160円	1,290円	1,420円
14年未満	970円	1,100円	1,230円	1,360円	1,490円
15年未満	1,040円	1,170円	1,300円	1,430円	1,560円
16年未満	1,110円	1,240円	1,370円	1,500円	1,630円
17年未満	1,180円	1,310円	1,440円	1,570円	1,700円
18年未満	1,250円	1,380円	1,510円	1,640円	1,770円
19年未満	1,320円	1,450円	1,580円	1,710円	1,840円
20年以上	1,390円	1,520円	1,650円	1,780円	1,910円

例) 遺族者5名に支給しをい

ナ) 昭和33年10月1日より前日まで前公私葬儀の必要火葬し若しくは葬儀を有しない者に対しては前記3のCに準じて支給する

ハ) 若しくは庶務副会の中途に加入した者でかつかつ支給日中で本会役員として在任する者に対しては前記金額を支給する

イ) 庶務副会の中途に加入した者でかつかつ支給日中で本会役員として在任する者に対しては前記金額を支給する

(注) 前記3のC及びイについてはいずれも支給額は支給しない

シ) 臨時会

臨時庶務副会収入金

イ) 年分額に100円未満の増収を先じた後その増収の金額は前記金額に加入する

ロ) 支給日 直つて定める

以上

常務夫及び臨時夫に対し金一封支給の件

常務夫及び臨時夫に対し左記の通り金一封を支給する

記

1. 支給対象

昭和35年10月1日から34年2月20日までの間（以下簡便期間という）全期間未婚且つ支給日に行方不明な常務夫及び臨時夫とする。但し次に掲げる者は除く。

- (1) 常務期間全期間無職期間者
- (2) 常務期全終及び復職期（百合野、健康部、他社）に勤務する者
- (3) 10 無職者については勤務日数等の状況にかかわらず別表を参照したもとして取扱う
- (4) 非常期の臨時夫に対しては金一封は支給しない

2. 支給額

基礎期間中の従属方数（妻、子供及び養育方等）を以下同じ）に依り次の額とする

種 別	別	基礎期間中の従属方数	
		2名 / 5200円	3名 / 5200円
常務夫	成人男子	2,100 (円)	3,700 (円)
	保 胎	4,700 (円)	4,700 (円)
臨時夫	成人男子	2,200 (円)	3,750 (円)
	保 胎	4,200 (円)	3,550 (円)

3. 給付金

勤労所得課及び未収入金

4. 手続に100円未満の増減が生じた場合その増減の金額は本人の普通預金に納入する

5. 支給期日 通つて定める

以 上



基準外割増率統一斗争資料 (No.1) 5.33.10月分実績比と3取標準1.4.5.9

	基準枚数 (A)	実績枚数 (B)	(B/A)	平均標準枚数 (D)	(C/D)	平均標準枚数 (F)	(E/F)	(G-50)	平均標準 (I)	(H/J)
株 度	32226	11322000	460.99	2196	1762.369	2962.267	1260.947	81680	1516	27.04
仕 度	60194	16226160	462.01	2618	1870.842	1786.012	626.370	20297	1784	11.60
指 定	16237	6262310	460.84	812	312.221	563.662	221.421	7714	781	10.01
通 計								90293	4060	17.15
採 取	5166	2402267	461.22	1223	860.720	1152.397	611.977	22049	280	71.77
請 負								72322	4270	21.52
運 搬	226	217147	514.00	62	34781	47189	12283	467	18	22.41
找 成	2170	4222160	182.77	2907	1635.623	2177.369	111702	12722	360	62.01
輸 送	2080	12221620	687.84	206	422297	627492	162192	2467	57	61.11
工 作	1278	927260	779.66	331	171801	218320	16517	2217	17	32.73
遊 夫	1724	1462212	826.77	179	167650	472014	126444	4102	162	24.11
定額計								10797	183	62.77
凡例計								23036	723	57.60
								122329	4773	26.00
通 取	2127	742232	318.11	80	21049	38050	12607	620	76	4.11
採 取	1661	2402270	142.71	2271	830.782	1220.650	107762	16926	276	61.20
基本件	412	152400	372.33	62	12630	23116	7470	249	17	16.00
請 負								17636	287	11.21
運 搬	2200	1021722	461.22	63	201872	411677	107286	2660	74	27.70
找 成	7003	2222427	461.22	2166	989104	1333078	208170	11077	270	37.00
輸 送	1617	1072514	626.11	210	362207	527422	156774	6322	186	35.00
工 作	7162	2229797	460.99	1641	722466	1032344	268297	10162	270	31.11
遊 夫	1677	6771607	371.22	2104	720066	1277726	277667	22666	660	17.10
定額計								42170	1488	29.01
凡例計								66786	1977	32.70
合 計								124074	6250	26.00

※ この資料は標準より引上げの値は5.33.10月分実績より算出
 した採取のあるのみ月として10月の実績とする。



標準外割増率統一斗争資料 (662) 5.33.10月の実績による公休割増率並び

	10月定額増減額 A	平均増減率 B	(A ÷ B) C	公休總才数 D	(C × D) E	平均在籍 F	(E ÷ F) G
我 虎	41,680	3,676	11.32	270	2,046	1,516	2.81
社 株	20,822	2,613	7.97	3,822	30,592	1,738	28.50
橋 島	7,746	813	9.53	472	4,878	741	6.57
前指計	70,272				38,652	4,050	9.53
津 取	22,649	1,729	13.10	260	4,116	240	17.12
諸員計	72,322				42,768	4,290	9.95
運 搬	487	69	6.77	62	392	18	21.22
技 術	18,724	2,729	6.86	1,307	8,610	360	23.92
電 気	5,867	806	7.28	411	2,782	89	31.21
工 作	2=17	331	6.70	223	1,494	67	22.30
組 長	4,182	672	5.78	283	2,174	109	19.93
定額計	20,787				15,263	182	22.38
見当面原計	51,036				17,277	722	23.91
見当計	123,207				57,820	4,972	11.62
運 送	420	20	5.24	0	0	76	0
津 取	18,726	2,291	7.78	412	2,846	276	11.03
定本特任	287	82	6.77	26	212	17	12.21
諸員計	17,536				3,058	359	8.52
運 搬	2,160	113	6.64	21	121	74	1.63
技 術	11,477	2,166	5.30	1,136	6,021	270	22.28
電 気	5,232	810	6.44	421	2,699	186	21.52
工 作	10,165	1,641	6.19	165	2,477	170	14.57
組 長	12,166	2,364	5.15	229	2,878	160	7.22
定額計	42,170				12,892	1,488	12.02
見当計	60,786				21,441	2,977	11.24
合 計	184,074				78,571	4,850	11.07

* 此の資料は5.33.10月の実績による5.31.33.12月C 協議会休の取組を
除く各用共はX同様の金額となる。

5.34.1.23

60 D 40

基準外割増率統一斗算資料 (63) S33.10月分実績による採割率ノタテ

	採割率(%) A	(A ÷ B)	採割率(%) C	採割率(%) D	(C ÷ D)	(E × B) F	平均採割 G	(F ÷ G) H
採炭	71944	8793%	41680	2676	11.20	1014000	1516	66.76
仕積	58297	7281%	28977	2688	7.78	58151	1294	32.01
搬運	33468	4193%	7706	873	9.03	37701	781	53.59
運轉計						177276	4650	42.21
採取	16187	1999%	22047	1727	11.00	21761	240	70.00
運轉計						220777	4270	51.71
運搬	1208	166%	407	88	5.79	777	19	50.73
採炭	21902	2705%	18724	2709	6.00	17641	160	49.71
電気	3624	463%	3427	806	6.77	3067	87	70.00
工作	804	100%	227	331	6.70	673	67	10.00
搬入	2637	344%	4192	678	5.77	570	149	70.73
定額計						27770	683	60.00
比内増分						47671	723	52.00
比内計						249287	4722	50.71
燃炭	247	43%	420	80	5.25	227	76	5.71
採取	13441	1680%	1826	2271	7.77	1246	276	44.97
基本採生			247	42	5.77	0	17	
運轉計						12646	287	32.21
運搬	2866	369%	2660	663	5.10	1978	94	21.00
採炭	13608	1701%	11477	2066	5.70	7015	270	31.71
電気	4843	617%	522	810	6.10	2737	146	25.61
工作	3628	469%	1016	1440	6.77	2046	278	7.71
搬入	16380	2047%	1266	2104	5.70	11241	480	17.71
定額計						28817	1488	17.71
採割計						41662	1877	32.71
合計						270447	1850	62.00

※ 比の内訳はS33.10月分の実績によるの表計とも大差なし。

S34.123

10 号 抄

基本外割着半吨一斗爭資料(664) 5330用者 見用、地、以休、課及制理信95合計

	昭和18年 12月1迄の金額	昭和18年 12月1迄の本額	昭和18年 12月1迄の金額	合 計
米 袋	2761	201	6600	7600
仕 換	1100	2800	3201	7200
酒 類	1000	800	5300	7000
畜 産 計	1700	700	4900	7600
神 取	7100	1700	7000	19800
請 員 計	2100	700	5100	8200
懸 掛	2000	2100	5600	9800
機 械	6200	2300	6900	12000
電 費	6100	7100	7000	12700
工 作	3300	2200	1000	6500
雜 費	2800	1400	7000	8100
支 給 計	6600	2200	6000	10800
扶 助 費 計	5700	7000	5300	12000
比 例 計	2000	1100	6000	8600
道 費	400	0	200	600
神 取	6100	1100	4600	11700
庄 本 神 社	1400	1000	0	2700
請 員 計	4600	800	3200	8600
運 搬	3900	100	2100	6100
機 械	3400	2000	7100	9100
電 費	3500	2100	2600	8200
工 作	3400	1100	900	6600
雜 費	1900	700	1700	4200
支 給 計	2900	1200	1900	6000
比 例 計	3200	1100	2200	6500
合 計	2600	1100	6000	8000

※

534.1.25 45 5 節



昭和34年度収支報告

計中費

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計
収入	227,705.4	303,951.4	317,757.9	309,707.7	318,000.0	318,000.0	318,000.0	318,000.0	318,000.0	318,000.0	318,000.0	318,000.0	3,612,000.0	227,705.4	303,951.4	317,757.9	3,612,000.0
雑収入	430,250.0	349,930.0	346,700.0	360,130.0	349,730.0	349,730.0	349,730.0	349,730.0	349,730.0	349,730.0	349,730.0	349,730.0	4,200,000.0	430,250.0	349,930.0	346,700.0	4,200,000.0
雑収入	200,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	2,400,000.0	200,000.0	200,000.0	200,000.0	2,400,000.0
雑収入	230,250.0	149,930.0	146,700.0	160,130.0	149,730.0	149,730.0	149,730.0	149,730.0	149,730.0	149,730.0	149,730.0	149,730.0	1,800,000.0	230,250.0	149,930.0	146,700.0	1,800,000.0
計	227,705.4	303,951.4	317,757.9	309,707.7	318,000.0	318,000.0	318,000.0	318,000.0	318,000.0	318,000.0	318,000.0	318,000.0	3,612,000.0	227,705.4	303,951.4	317,757.9	3,612,000.0
支出	30,000.0	60,000.0	125,711.1	44,775.7	11,000.0	65,350.0	80,000.0	80,000.0	80,000.0	80,000.0	80,000.0	80,000.0	1,000,000.0	30,000.0	60,000.0	125,711.1	1,000,000.0
上級機関費	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	24,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	24,000.0
会議費	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	120,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	120,000.0
文書印刷費	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	120,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	120,000.0
雑費	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	120,000.0	10,000.0	10,000.0	10,000.0	120,000.0
計	30,000.0	60,000.0	125,711.1	44,775.7	11,000.0	65,350.0	80,000.0	80,000.0	80,000.0	80,000.0	80,000.0	80,000.0	1,000,000.0	30,000.0	60,000.0	125,711.1	1,000,000.0
繰越金	197,705.4	243,951.4	192,046.8	264,932.0	207,000.0	252,650.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	2,612,000.0	197,705.4	243,951.4	192,046.8	2,612,000.0
繰越金	197,705.4	243,951.4	192,046.8	264,932.0	207,000.0	252,650.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	2,612,000.0	197,705.4	243,951.4	192,046.8	2,612,000.0
繰越金	197,705.4	243,951.4	192,046.8	264,932.0	207,000.0	252,650.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	2,612,000.0	197,705.4	243,951.4	192,046.8	2,612,000.0
繰越金	197,705.4	243,951.4	192,046.8	264,932.0	207,000.0	252,650.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	238,000.0	2,612,000.0	197,705.4	243,951.4	192,046.8	2,612,000.0

次期繰越高明細

項目	金額	項目	金額
繰越金	2,612,000.0	繰越金	2,612,000.0
繰越金	2,612,000.0	繰越金	2,612,000.0
繰越金	2,612,000.0	繰越金	2,612,000.0
計	2,612,000.0	計	2,612,000.0

次期繰越高明細

項目	金額	項目	金額
繰越金	2,612,000.0	繰越金	2,612,000.0
繰越金	2,612,000.0	繰越金	2,612,000.0
繰越金	2,612,000.0	繰越金	2,612,000.0
計	2,612,000.0	計	2,612,000.0

項目	金額	項目	金額
繰越金	2,612,000.0	繰越金	2,612,000.0
繰越金	2,612,000.0	繰越金	2,612,000.0
繰越金	2,612,000.0	繰越金	2,612,000.0
計	2,612,000.0	計	2,612,000.0



日	月	科目	金額
15	10	10,411	222,245.1
24	10	2,400.00	224,645.1
11	11	3,216.92	227,862.03
21	11	1,100.00	228,962.03
22	11	2,222.22	231,184.25
10	12	3,100.00	234,284.25
20	12	24,000.00	258,284.25
16	12	20,000.00	278,284.25
14	12	361,200.00	639,484.25
18	12	10,500.00	650,000.00
25	12	20,000.00	670,000.00
30	12	20,000.00	690,000.00
31	12	2,000.00	692,000.00
31	12	2,000.00	694,000.00
31	12	2,000.00	696,000.00
31	12	2,000.00	698,000.00
31	12	2,000.00	700,000.00
31	12	2,000.00	702,000.00
31	12	2,000.00	704,000.00
31	12	2,000.00	706,000.00
31	12	2,000.00	708,000.00
31	12	2,000.00	710,000.00
31	12	2,000.00	712,000.00
31	12	2,000.00	714,000.00
31	12	2,000.00	716,000.00
31	12	2,000.00	718,000.00
31	12	2,000.00	720,000.00
31	12	2,000.00	722,000.00
31	12	2,000.00	724,000.00
31	12	2,000.00	726,000.00
31	12	2,000.00	728,000.00
31	12	2,000.00	730,000.00
31	12	2,000.00	732,000.00
31	12	2,000.00	734,000.00
31	12	2,000.00	736,000.00
31	12	2,000.00	738,000.00
31	12	2,000.00	740,000.00
31	12	2,000.00	742,000.00
31	12	2,000.00	744,000.00
31	12	2,000.00	746,000.00
31	12	2,000.00	748,000.00
31	12	2,000.00	750,000.00
31	12	2,000.00	752,000.00
31	12	2,000.00	754,000.00
31	12	2,000.00	756,000.00
31	12	2,000.00	758,000.00
31	12	2,000.00	760,000.00
31	12	2,000.00	762,000.00
31	12	2,000.00	764,000.00
31	12	2,000.00	766,000.00
31	12	2,000.00	768,000.00
31	12	2,000.00	770,000.00
31	12	2,000.00	772,000.00
31	12	2,000.00	774,000.00
31	12	2,000.00	776,000.00
31	12	2,000.00	778,000.00
31	12	2,000.00	780,000.00
31	12	2,000.00	782,000.00
31	12	2,000.00	784,000.00
31	12	2,000.00	786,000.00
31	12	2,000.00	788,000.00
31	12	2,000.00	790,000.00
31	12	2,000.00	792,000.00
31	12	2,000.00	794,000.00
31	12	2,000.00	796,000.00
31	12	2,000.00	798,000.00
31	12	2,000.00	800,000.00

遊業預三金特別會計

借	入	貸	出
遊業預金	10,000.00	遊業預金	10,000.00
現金預入金	1,000.00	現金預入金	1,000.00
計	11,000.00	計	11,000.00

貸	出	借	入
現金預出	2,000.00	現金預出	2,000.00
現金預入金	1,000.00	現金預入金	1,000.00
現金預出	1,000.00	現金預出	1,000.00
現金預出	1,000.00	現金預出	1,000.00
現金預出	1,000.00	現金預出	1,000.00
計	6,000.00	計	6,000.00

管金預入金特別會計
長期平均

借	入	貸	出
現金預入金	10,000.00	現金預入金	10,000.00
現金預出	2,000.00	現金預出	2,000.00
現金預出	2,000.00	現金預出	2,000.00
現金預出	2,000.00	現金預出	2,000.00
現金預出	2,000.00	現金預出	2,000.00
計	10,000.00	計	10,000.00

特殊分手当資料 1954.7.30 400号附

I. 上昇手当式

600円 + 16865円 = 17465円 --- 大正15年8月29日～11月の増上金

600円 + 16758円 = 17358円 --- 同前31.3.7月～11月の増上金

II. 特殊分手当上乗金之金額

種別	増上	1947年5月1日迄	基 地
A. 増上金計	増上金	720円	+ 220円
	増上金	720円	+ 220円
B. 臨時入金計	臨時入金	1250円	+ 1000円
	臨時入金	620円	+ 400円
C. 普通手当	普通手当	2120円	+ 2200円
	普通手当	1630円	+ 1740円
D. 特別増上金	520円	+ 240円	+ 280円
E. 繰上金計	420円	+ 400円	+ 200円
F. 繰上金計	420円	+ 400円	+ 150円
G. 貸付手当	貸付手当	220円	+ 220円
	繰上金計	370円	+ 320円
	繰上金	160円	+ 120円
	繰上金	210円	+ 200円
	繰上金	100円	+ 100円
H. 繰上金計	60円	+ 60円	繰上金



會計科目第七編 資產負債科目表 (新)

收 入 之 部			支 出 之 部				
組合費	組合費	組合費	總 費	總 費	會計決算費		
加入金	加入金	加入金			管理費		
雜收入	雜收入	于金別于 雜收入			貯存費		
寄附金	寄附金	寄附金			組合費預費		
雜給金	雜給金	雜給金			保庫費		
支 出 之 部					總 費	總 費	雜用費
組織費	組織費	組織費					火災保險費
結 算 料	結 算 料	本 給 關 給					光熱費
比 供 費	出 給 費	共 同 費					予備費
會 議 費	會 議 費	上 取 費					定期返済
事 務 用 費	事 務 用 費	總 合 委 員 會 費	儲 立 金				
議 事 費	議 事 費	會 議 費	未 決 算 勘 定 〇 部				
備 費	備 費	文 部 費	收 受 金	收 受 金			其 〇 他 勘 定 受 取 費
		統 制 部 費	預 取 金	預 取 金			假 受 金
		行 事 費	未 取 入 金	未 取 入 金			結 算 假 取 費
		組 織 對 費	預 取 金	未 取 入 金	其 〇 他 假 取 費		
		社 務 費	預 取 金	未 取 入 金	折 口 假 取 費		
		記 具 費	預 取 金	未 取 入 金	未 取 入 金		
		機 關 用 費	現 金	現 金	現 金		
		文 具 雜 品 費	會 社 子 金	會 社 子 金	會 社 子 金		
		圖 書 費	貸 付 債 託	貸 付 債 託	貸 付 債 託		
		通 信 費	金 儲 蓄 託	金 儲 蓄 託	金 儲 蓄 託		
印 刷 費	勞 務 借 進 子 金	勞 務 借 進 子 金	勞 務 借 進 子 金				
	勞 務 定 額 子 金	勞 務 定 額 子 金	勞 務 定 額 子 金				
	勞 務 出 資 金	勞 務 出 資 金	勞 務 出 資 金				
	勞 務 會 社 費	勞 務 會 社 費	勞 務 會 社 費				
	出 資 會 社 費	出 資 會 社 費	出 資 會 社 費				



會計規則第七條之基本（訂定科目表）（訂）

取 入 之 部			支 出 之 部		
組合費	組合費	組合費	總事務費	總事務費	支部費
加入金	加入金	加入金			特別費
					存費
雜收入	雜收入	預金利息	常務費	常務費	雜費
		雜收入	租稅公課	租稅公課	保險費
寄附金	寄附金	寄附金	臨時費	臨時費	火災保險費
補助金	補助金	補助金			運送費
支 出 之 部			組合員對費	組合員對費	組合員對費
人件費	薪 料	薪 料	法定福利費	法定福利費	法定福利費
		薪 料	雜費	雜費	雜費
出張費	出張費	出張費	積立金	積立金	積立金
		出張費	予備費	予備費	予備費
物件費	物件費	備品費	未 決 算 勘 定 之 部		
		備品費	既受命	既受命	既受命
		文具費	既私金	既私金	既私金
		印刷費	未收入金	未收入金	未收入金
		圖書費	未私金	未私金	未私金
		通信費			
		印刷費	現 金	現 金	現 金
會議費	會議費	總會委員會費	銀行預金	銀行預金	銀行預金
		會議費	金融庫託	金融庫託	金融庫託
		會計帳本費	金社預金	金社預金	金社預金
事務用費	事務用費	事務用費	勞働費	勞働費	勞働費
		印刷費			



備 品 明 細 簿

(昭和 34 年 3 月現在)

番号	品 名	数量	金額	在 所	番号	品 名	数量	金額	在 所	
機	1 ヌムスカー	1	2000000	車庫	計器 計測 計測 計測 計測 計測 計測 計測 計測 計測	221 計 算 尺	1	300	会 計	
	2 片地机 (大)	17	70350	各事務室		222 バトシキ	1	100	会 計	
	3 " (小)	2	3200	印 部		223 ハトメペンチ	1	300	会 計	
	4 アイア机	1	1200	会 計		224 鋼 セ ト	1	200	会 計	
	5 両 輪 机	3	22500	紙 庫		225 ト レ ス 台	1	900	備 用	
	6 事務机 (角)	3	13900	印 部		226 ナンバーキヤ	1	2000	会 計	
	7 会談机 (長)	37	22252	会 計		金庫	31 ナビキツ	2	22400	地下庫
	8 機 台 (大)	1	3250	会 計		32 手 提 金 庫	2	3925	会 計	
	9 " (小)	2	4500	会 計		印刷	233 複 写 機	3	2700	印 部
	10 必 録 命	6	11600	各 部		234 輪 転 機	1	24700	印 部	
椅子	11 小 型 卓 子	2	2500	各 部	235 複 写 機	2	2300	印 部		
	12 必 録 命	3	1300	印 部	236 複 写 機	2	2700	会 計		
	13 回転事務用椅子	3	2700	紙 庫	237 ス ト ー プ	7	10700	会 計		
	14 " " 小	20	23000	各事務室	238 炭 火 炉	4	6470	会 計		
	15 専用椅子	12	13000	印 部 紙 庫	239 炭 火 炉	3	900	各 部		
	16 事務用椅子	10	5800	会 計	240 吹 風 機	1	22820	会 計		
	17 別 産 椅子	110	30250	会 計	241 扇 車 蓋	32	12100	会 計		
	18 長 机 椅子	2	22275	文 憑	242 吹 雪 機	1	1600	会 計		
	19 別 産 椅子	3	10311	印 部	243 写 真 機	2	7200	会 計		
	20 備 用 子 機	1	3550	印 部	244 マ ッ シ ン	2	2700	会 計		
備用機	21 備 用 子 機	3	12128	紙 庫	245 字 漢 同 義 用 一 辞	1	3120	印 部		
	22 備 用 子 機	3	32250	紙 庫	246 不 真 同 義 機	1	2700	印 部		
	23 備 用 子 機	2	12250	紙 庫	247 " 引 伸 器	1	1200	印 部		
	24 備 用 子 機	1	32000	会 計	248 ラ ッ チ	1	4900	印 部		
	25 計 算 器	1	24070	会 計	249 吹 風 機	3	23670	会 計		
	26 算 算 機	1	10250	会 計	250 マ ッ シ ン	3	4800	会 計		
	27 ホ ッ テ ー ス	2	1200	会 計	251 振 動 機	2	2000	会 計		
	28 工 業 用 機	1	450	会 計	252 レ コ ー ド プ レ ー	1	1600	会 計		



番号	品名	数量	金額	在 所	番号	品名	数量	金額	在 所
32	コンベーター	2	8700	会計	80	懐 光 灯	11	11253	審
△33	よめん(上下)	2	32380	審 査	81	ペンライト	1	870	審
34	備 用 品	70	2400	審 査	82	ロキパル器具	1	8300	典 籍
△35	毛 筆	10	2400	審 査	83	スキャナー	1	11000	設 計
36	小 帳	3	2850	審 査	84	岩崎トランプ	1	3400	政 務
37	紙 筆	3	855	政 務	85	三時映写レンズ	1	11000	会 計
38	平 筆	1	600	政 務	86	鉛筆ライカ	2	800	会 計
△39	自 転 車	17	174200	車 庫	87	カメラ三脚	1	6700	会 計
40	電 扇	2	10000	会 計 庫	88	消 火 器	6	10000	審 査
41	電 風 扇	1	2750	審 査	89	照 射 器	1	2500	会 計
42	天 幕	2	24000	倉 庫	90	カメラ交換レンズ	1	10000	会 計
43	住 持 計	8	2000	会 計 課 庫 庫	△91	農 具 什 物	1	7300	法 務
44	電 燈	5	12477	審 査 計 画	△92	テレフォン	1	2600	三 枝 堂
45	電 灯 機 油	30	2130	会 計 課 庫 庫	△93	電 風 扇	1	2300	
△46	備 用 品	2	8200	審 査	△94	砂 時 計	1	1000	
47	電 気 ストープ	5	1750	審 査 計 画	△95	ビローメーター	1	6472	三 枝 堂
48	電 気 油 燈	1	6000	会 計					
49	一般化装品類	1	2700	会 計					
50	電 風 扇	1	372	会 計					
51	電 風 扇	1	3000	審 査					
△52	電 気 ストープ	1	2700	倉 庫					
53	照 火 筒	3	2450	審 査 計 画					
△54	電 風 扇	2	4200	会 計					
55	電 風 扇	2	1300	審 査					
56	電 風 扇	3	11000	倉 庫					
57	電 風 扇	2							
			23300	倉 庫 支 部					
		10							
78	シヨクダ	1	800	会 計					

合 計		3312447	
-----	--	---------	--

註 △新調品
 □付録



今 期 調 入 備 品

品 目	数量	金額
皮高 冷し器	1	3,340
テレホン台	1	2,400
放送メック	1	23,350
自 転 車	2	25,000
湖 風 扇	1	1,200
秒 時 計	1	1,000
保安 機	1	2,400
フ ァ ン	2	2,440
電 扇	2	2,500
特 手	3	3,000
飲 用 器	1	3,000
電気ストーブ	1	1,700
ビームコーテン	1	4,275
相 ぶ ち	1	2,200
レコードプレーヤー	1	5,600
紙 櫃	1	2,500
合 計		112,334

恒 期 調 入 備 品

品 目	数量	金額
行 数 器	3	3,000
増 幅 機	2	700
タイプライター	1	10,750
国産タイプライター	2	240
レコードプレーヤー	1	3,260
書		1,8740

文具 庄 庫 庫 庫 表

(B 26. 5. 31 現在)

品 名	数量	品 名	数量
ノート(大)	13冊	インク 香典	3冊
〃 (小)	3冊	タイシ	14冊
図 算(大)	270枚	色 差 紙	10枚
〃 (中)	138枚	フラスコ	10冊
〃 (小)	240枚	洋紙(400ス)	1225枚
シワナギス用	2冊	洋 紙	4,300枚
タリワフ	2冊	タイプ紙	20枚
メモ用紙	13冊	タイプ紙(70)	60枚
とじみち	43本	カーボン	70枚
修正機	1本	紙 器 実証	33冊
エンピフ	1打	〃 収入	43冊
印 本	5冊	〃 借費	33冊
サムピン	3箱	ペン 芯	1900
半開洋紙	224枚	紙 筆	3本

未 備 品 別 期 庫 中 訂 正 部 分

番号 33 人とん(上下) 2冊 3,340 金 2,250 元
 金 7865 8000 27 紙 器 27 洋 紙 厚 紙 類 / 1,000 円



貨品変更内容

33年度半日中半令個別支出内容表

1. 什器として取扱いに当りたるものより器具台帳に記帳するもの

秤 盤	11	10,150
ホツチヤス	1	1,200
敷 脚 盤	1	2,500
長 火 鉢	6	4,670
丸 火 鉢	3	700
芋煮用食用一皿		2,120
蓋	3	835
茶 釜	1	600
庫 板	8	12,077
調理カーブーン	13	7,130
電気スタンド	5	4,180
香 尺	1	372
花 皿	1	1,000
鉢 火 燗	3	2,450
飯 台	2	1,300
シヨルメー	1	800
石焼コンロ	1	2,600
炭炭拾器	1	1,240
計		66,0874

2. 適用のレシート

丁原定規	1	450
西 字 原	3	4,700
訂正ファイル	1	800
計		5,950

什器(取扱い)として扱ふる79品目 計 204,227 円

半 令 別 金 額 明 細

賛会斗争(新設要求会)	2,774,246
期本斗争令	7,6370
平 務 斗 令	4,221,488
長期安定斗争	6,176,635
機械化斗争	0,0070
医 務 斗 令	6,1905
福利厚生斗争	70,438
保安斗争	114,700
労働法反対斗争	19,5040
全 区 斗 令	5,5618
その他	49,0382
計	42,073,366 (854%)
江口斗争支援	308,157
船務研究対斗争	5,3830
六位斗争支援	8,3463
五字製鉄斗争支援	0,1480
二端斗争支援	1,3214
原 本 協	24,200
その他	30,000
計	374,644 (100%)
自 動 車 令	31,2330
組合員経費	1,474,187
文 部 費	721,300
半 令 別 計	54,14900
合 計	57,424,77 (100%)

昭和34年4月30日

東京土木建築労働組合 御中

福岡市上呉服町五番地
三井信託銀行株式会社福岡支店
支店長 川上 義 男

会計監査証明書

貴労働組合昭和33年2月1日より昭和34年3月末日迄の会計
決算については当社会計監査事務所記載の通り帳簿計算が正當に結
算され且つ3月末現在に於ける資産状態を適正に表示したものであ
ることを証明致します。 以 上

監査日 自昭和34年4月24日
至昭和34年4月27日

出資員 岡 村 三 郎
大 塚 敏 夫

昭和34年4月30日

長島大之増資労働組合 御中

福岡市上呉服町五番地
三井信託銀行株式会社福岡支店
支店長 川上 義 男

会計監査報告書

貴労働組合昭和33年2月1日より昭和34年3月末日迄の会計
監査の結果を記載の通り御報告致します。

監査日 自昭和34年4月24日
至昭和34年4月27日

出資員 岡 村 三 郎
大 塚 敏 夫

※ 資産の結果

本組合の決算と受け置きした資料は下記のとおり
 業務処理については経理処置が正当に処理され且つ昭和34年3月
 末現在における経理状況を適正に表示されたものであることを認
 めます。

1. 資産資料

本組合の決算を受け置きした資料は下記のとおり

- (1) 現金 (日比谷銀行)
- (2) 会社預金通帳 2冊
- (3) 福岡県労働会連済連預金通帳 2冊
- (4) " 定期預金証書 1通
- (5) 三井信託銀行貸付借証書 3通
- (6) 福岡県労働会連済預金証券 数量 ¥4000000-
- (7) 区分貸付借証書 数量 ¥2400000-
- (8) 福岡県労働会連済保高受取証 / 通
- (9) 特別積立金現在高証明書 / 通
- (10) 収支収票 期別中分
- (11) 収支収票 "
- (12) 元 領 / 冊
- (13) 金 額 出 納 帳 / 冊
- (14) 三井信託銀行金銭信託証書 / 通
- (15) 準 貸 台 帳 / 冊
- (16) 特別積立金証券書 / 冊
- (17) 火災保険契約書 / 通
- (18) 借 入 台 帳 / 冊
- (19) 決算報告書 / 冊
- (20) 特別積立金契約書 / 冊
- (21) 株式会社労働組合信用金庫
 - { 金銭貸付契約書 / 通
 - { 借入決議書 / 通

{ 借入金返還計画書 / 通

2. 負債の対照

業務期間中の会計処理及び3月末現在高

3. 資産の結果

- (1) 前末日昭和34年4月26日現在における貸付金回収
 簿 ¥2,227,400-は当日の金銭出納帳残高と一致せる事を確認
 の上同日より繰戻し3月末日現在現金残高は正確なる事を確認
 する
- (2) 3月末日における特別積立、貸付金は各金銭信託の証書、決算
 証明書、貸付証券と実合せの結果正確であり且つ元帳残高と一致
 せる事を確認する
- (3) 収支の起票、収支証書等の写留、金額の割合、各帳簿入の比
 例及び経理行帳と付込帳台帳の対照正確なる事を確認する

4. 負債の概算

- 借付金通帳に付く経理台帳に於て下の意見と述べた次の通りで
 ある
- (1) 3月末日における労働組合借入金返済証明書と決算報告書に
 記載されている労働借入金残高と若干相違しているが決算時
 に残高を一致すべきである
 この相違は貸付金の返戻によれば組合員に対する貸付元利金引
 取方法と労働自体の回収方法との相違により生じたものである
 がその相違額当分は貸付金返還若しくは立替金返還等にて処理
 するも一致と認められる
- (2) 東京労働組合の借付金証明書は3月末日現在で請求されているが決
 算時残高と同額とは次々3月末決算日現在の残高証明書を請求
 せられた
- (3) 建物及びカーブスカー等は取得時より既に相当期間経過経過
 されているに拘らず取得価額のまま元帳に計上されているが財



- 高の利率を把握出来ないので協力銀行等に頼らねたい
- (6) 当物品の物品の貸渡勘定にて記載されているのが取見されるが領印の問題もあり協力程度にて処理せられたい
 - (7) 決算日現在の物産券額への貸付金受取額は貸付貸付金額のまゝとなつてゐるが内入定済の形を受取証更新の上常時現在費高と合致するよう処理せられたい
 - (8) 貸付金貸付額と貸付金受取額とが同一元割に記載されているが仕様が従来の通りものであり且つ高利位以上からも決算報告書作成上からも不便であるから標準を分離せられたい
 - (9) 元割は各科目別記載されているが常に全科目の総計額を貸付更新との額に予算額との対比も併記すればその日の出入は予算額は一見して可なり極めて容易に標準と差別と取られるからこの方式を採られたい
 - (10) 標準の取立額を訂正済み決算を作成し置かれたい
 - (11) 沿革は一般の企業であるから沿革表等を正確に把握のためその沿革表を作成せられたい
 - (12) 前年度の収入印紙、日付、受取印紙が取具せられたが簿令に注意せられたい

以 上

昭和34年3.4月収支報告書

正年費

聖国銀行高岡支店

米沢早稲走明細

収入	科目	日割	3月	4月	計
大	振込金		125,484.40	1,234,807.00	
入	入		2,903,171.00	1,049,944.00	3,953,115.00
	雑入		2,340.00		2,340.00
	雑入		18,821.00	31,647.00	50,468.00
計			31,516.40	1,266,454.00	1,307,970.40
支	給与		1,026,910.00	1,049,130.00	2,076,040.00
	役員		66,157.00	69,440.00	135,597.00
	福利		26,647.00	116,217.00	142,864.00
	福利		1,623,222.00	1,048,709.00	2,671,931.00
	福利		16,260.00	3,905.00	20,165.00
	福利		2,128.00		2,128.00
	福利		1,124.00	2,965.00	4,089.00
	福利		3,390.00	6,152.00	9,542.00
	福利		15,900.00	6,152.00	22,052.00
	福利		3,200.00	1,400.00	4,600.00
	福利		14,115.00	5,170.00	19,285.00
	福利		7,600.00	2,900.00	10,500.00
	福利		4,900.00	2,900.00	7,800.00
	福利		3,224.00	1,214.00	4,438.00
	福利		12,920.00	2,592.00	15,512.00
	福利		500.00	10,000.00	10,500.00
	福利		17,200.00	4,110.00	21,310.00
	福利		12,000.00	14,940.00	26,940.00
	福利		139,800.00	140,200.00	280,000.00
	福利		2,128.00	3,900.00	6,028.00
	福利		60,000.00	2,690.00	62,690.00
	福利		1,000.00	20,900.00	21,900.00
	福利		5,240.00	20,900.00	26,140.00
	福利		1,110.00	630.00	1,740.00
	福利		5,000.00	4,110.00	9,110.00
	福利		460,000.00	2,515,000.00	2,975,000.00
	福利		60,900.00	60,100.00	121,000.00
	福利		1,000.00	1,000.00	2,000.00
	福利		8,100.00	760.00	8,860.00
	福利		100,000.00	100,000.00	200,000.00
	福利		190,000.00	2,360.00	192,360.00
	福利		2,360.00		2,360.00
計			3,500,000.00	7,000,000.00	10,500,000.00
計			2,015,000.00	2,461,370.00	4,476,370.00
計			1,485,000.00	15,038,630.00	16,523,630.00
計			1,720,700.00	19,260,100.00	20,980,800.00

種別	金額	種別	金額
現金	22,000.00	振込金	1,234,807.00
銀行	6,000,000.00	利息	15,000,000.00
債権	2,000,000.00		
負債	1,000,000.00		
純資産	1,000,000.00		
計	2,000,000.00	計	2,000,000.00

種別	金額
現金	60,000.00
銀行	4,000.00
債権	2,000.00
負債	1,000.00
計	1,000,000.00

種別	金額	種別	金額
現金	2,000,000.00	振込金	2,100,000.00
銀行	1,000,000.00	利息	2,000,000.00
債権	500,000.00		
負債	2,000,000.00		
純資産	1,000,000.00		
計	2,000,000.00	計	2,000,000.00

種別	金額
現金	20,000.00
銀行	1,000.00
債権	1,000.00
負債	1,000.00
計	1,000,000.00

種別	金額	種別	金額
現金	1,000.00	振込金	1,000.00
銀行	1,000.00	利息	1,000.00
債権	1,000.00		
負債	1,000.00		
純資産	1,000.00		
計	1,000,000.00	計	1,000,000.00

種別	金額
現金	1,000.00
銀行	1,000.00
債権	1,000.00
負債	1,000.00
計	1,000,000.00



麗東獨立倉特別會計

項目	金額	項目	金額
倉庫利息	15,244.22	利息收入	1,032.99
中央銀行存款	1,022,521	營業收入	1,022,521
		營業支出	522,228
計	16,266,779	計	56,726,178

項目	金額
營業收入	1,032,99
營業支出	1,022,521
利息收入	1,032,99
利息支出	15,244.22
營業收入	1,032,99
營業支出	1,022,521
計	1,032,99

生元貸付金

項目	金額	項目	金額
貸付金	2,728,250	利息收入	550,100
		利息支出	511,800
		利息收入	1,600,850
		利息支出	625,520
		利息收入	5,850,250
計	2,728,250	計	2,728,250

行街出租貸付金

項目	金額	項目	金額
貸付金	1,200,000	利息收入	1,200,000
計	1,200,000	計	1,200,000

芳金貸付金特別會計

長期貸付

項目	金額	項目	金額
貸付金	26,000,000	利息收入	1,032,99
		利息支出	1,022,521
		利息收入	11,211,000
		利息支出	522,228
		利息收入	2,032,99
計	26,000,000	計	26,000,000

資金O/M貸付

項目	金額	項目	金額
貸付金	1,000,000	利息收入	1,000,000
計	1,000,000	計	1,000,000

夏斗生活資金集積方法

1952.5.5

第一回貸出(子団)	/2732700円 414 ~ 528(内/0724/30 返納247)	43日分(167)	8022/	} 返納金のみの利息
第二回貸出(保用)	1831830円 424 ~ 528(全額返納)	33日分(29)	38634	
計	26748730円		133277円	

借入金総額 $2600円 \times 4700人 = 12320000$

借入金にて返納金のみを利息として集積額

1000円に対し10円 1000円以下の返済は四捨五人にて5円

例 2310 の場合 20

1630 = 11

2999 = 23

4699 = 40

5
1
1



第一條 組合規約七十條に於いてこの規則を制定する。

第二條 この規則は舊く通称江すべての事務管理委員会（以下管理委員会という）がこれを管理する。

第三條 管理委員会の構成は次の通りである。

- 1. 本組 委員長一名、副委員長一名、委員三名（各支部委員兼務）
- 2. 支那 委員長一名、副委員長一名、委員四名（俱し新筑支那六名、本社支那三名）
- 3. 本組管理委員会は必要に依り支那に補助委員を置くことが出来る。

第四條 次に掲げたるものは管理委員、補助委員であることが出来る。

- 1. 親類者
- 2. 債權者の親類者

第五條 監事委員及び補助委員は各地区代議員会で夫々選出する。

第六條 管理委員会は、委員長が招集し全委員が出席することによつて開会する。議事は過半数で決定し可否同数のときは委員長が決定する。

第七條 管理委員会の職務は次の通りである。

- 1. 議事の公示
- 2. 議事内容の編纂
- 3. 投票用紙の作成及び配属
- 4. 投票日時、場所の決定
- 5. 立候補者の編定と告示
- 6. 当落票の編纂と開演
- 7. 興業申立の処理
- 8. Cの臨時管理員に必要なる事項

第八條 管理委員の任期は西月一日より翌年三月三十一日までとし再任を許さない。次員を兼じ先時これを補充する。その任期は前任者の残存の期間とする。

第九條 管理委員会、同日時に打ちとを深固とする。

第十條 議事内容の定めはその臨時管理委員会の公示する形式による。

第十一條 不在投票は認めらる。その規定は管理委員会が行う。

第十二條 候補者は原則として立候補期とする。但し二十名以上の議決で本人の承諾ある場合は、會務進行管理委員会を認めらる。

第十三條 候補者は管理委員会の公示した期日まで此管理委員会に届けをければならぬ。

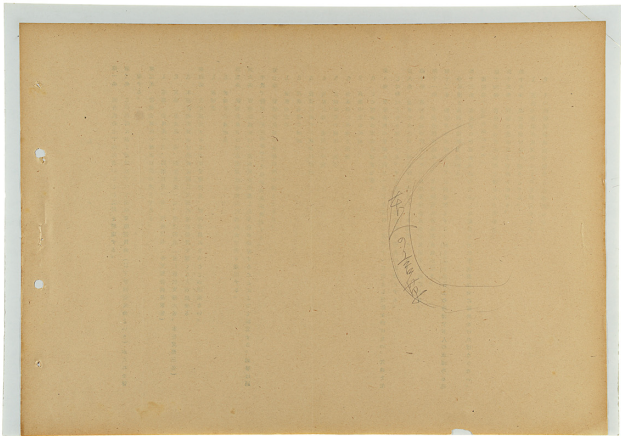
第十四條 候補者の選挙は認めない。

第十五條 候補者の公示順序は抽せんで行ふ。

第十六條 開票投票は次の通りとする。

- 1. 正員の投票用紙以外のものを封いせらる。
- 2. その他管理委員会に別物と認めらるもの。





Handwritten text inside a faint circular outline on the right side of the paper. The text is difficult to read but appears to include the name "S. M. H. S." and some other illegible characters.



第十七条 選挙事務は各地方一ヶ所とし職務を司つた。選挙区は同法第二十八條の規定に依りては選挙区は各の公共選区に於て之によつて候補者の同一を認む。その他は宜後附の如し、之を適用せし一切禁止する。

第十九条 選挙区は選挙区長官の指定を適用する。

1. 候補者は選挙区長官の指定を適用する。

2. 候補者は選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

3. 候補者は選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

4. 候補者は選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

5. 候補者は選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

6. 候補者は選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

7. 候補者は選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

8. 候補者は選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

9. 一切の物品の收受を禁止する。

10. 組合員以外の選挙区長官は禁止する。

第二十条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第二十一条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

1. 在野組合員二分の一以上の投票による。

2. 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第三十二条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第三十三条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

3. 同法の規定に依りては選挙区長官の指定を適用する。

第三十四条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

3. 同法の規定に依りては選挙区長官の指定を適用する。

第三十五条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第三十六条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第三十七条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第三十八条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第三十九条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第四十条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第四十一条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第四十二条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第四十三条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第四十四条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第四十五条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第四十六条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第四十七条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第四十八条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第四十九条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第五十条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第五十一条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第五十二条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第五十三条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第五十四条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第五十五条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第五十六条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第五十七条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第五十八条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第五十九条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

第六十条 選挙区長官の指定を適用し、選挙区長官の指定を適用する。

労働局庶務課第七号 昭和四年九月二〇号

一九五九年六月

各地方本部 仰中

各支 那 仰中

民 衆 部 仰 中

日本民権労働組合

中央執行委員長 原

民権部会長 原

謹 啓

請 願 状 書 上 げ 反 野 斗 争 に 関 する 指 示

前時代の一方的改訂も道上げは、復古黨と労働黨との同盟としてすでに社会的批判を受けておき、公正取引委員会に答へても再變遷の明瞭なことで、多分は改訂後連反の疑念もあつて調査の段階に入つてゐる。同業者（全国消費生活改善会）は四月九日、今日道上げは大資本の強奪による社会的不安定を上げ（カムフラ行商）であるとして、公正取引委員会に抗議してあるが、更に批判をしても別荘「村」の道上げの方策を決定し、各関係団体と共闘の上で斗いを進めつつあるが、そのの強奪を止むこと、二十月が争ひのすやと見られる情勢にまつてゐる。各支那はその争ひで一時的に力を消耗し、我々も三五年来ちかれわれの同盟生活を守り抜くために、次に十月行事を試みせらるる懸念がある。

一、今國の情勢が一次的道上げは強硬に連反であり、大資本のカムフラ行為に上るわれわれの生活はむしろ正であることを見合委員及び立脚、地城の多くの人に周知せしめる様、教育を活動とし、斗いの理論と勢力を求めよ。

二、各支那は地城連反共闘（不払い同盟）の展開に努力し、果敢への道上げを阻ると共に其闘の理由と内容を道上げに中央本部報告せよ。

三、公正取引委員会、各支那には教育及び要請文を進行せよ。

具體的取扱いに留意せよ。
具體及び要請文
公正取引委員会 宛先は別紙参照
社会党 東京都千代田区大田町
西、道上げを不払いの争ひはその地城の道産店等と、自然同盟を生ずると思われるので、その場合は各支那共闘の要請に之つて対応すると共に、道上げに基本、中央本部又は果敢と連絡し指示を受ける上をせよ。

五、前掲の問題は個人行儀を避け、その文書は土協会、或は共闘組織等の団体活動として、特にその斗争活動態を争ひの争ひとして、集約、立命会等との連絡を断絶し、各都に完全を期せよ。

交渉方針について

- 1 プレカー派遣後の労働条件は一切従来通りの取扱いであることを確認する。
- 2 人員の急増適上については派遣後も試行する。
- 3 派遣職種については事前に契約するが、事後に残された場合は試行は行わずに早く決断が必要に近ければ従来通りの取扱いを確認する。
- 4 現在区に把握できない職種者については交渉を進める。
- 5 両方の職種者については交渉把握の上交渉を進める。
- 6 職種に伴う諸条件については検討中である。

職種表について………検討中

交渉メンバー

本部 二役、異用部長（給承、専工、生産）
支部 各現支部長（六坑、二坑、転作専員全員）

度き打つた新聞代が四月一日から値上げされているが、この値上げは既に禁止決議の案
いで全取委員が現社執務調査を行つて、いろいろの困難點を調査し、腰が強くなつて、一
二ヶ月中に解除が出るものと推される。又全国に波及しつゝある値上げ反対運動に對し、先
新聞記者は政府に對り、全取委員に協力し、努力をかけるようとしてゐるの必要状であり、公取委
と値上げ反対の動きに對して、中日新聞は値上げを中止した。

吾々は物價値上げに對しては基本的に反対しなげばならぬ。反動派は故古資本主義
の老成物價のつり上げを拒む新時代に於いて「ガス」電氣料等の引上げを拒つてゐるが他
物價に及ばず郵報は大ききものである。既に新聞の持つ心理的影響を増進された内容の不足
しかも一般の社会で六十円(一八式)もの値上げを進行しようとする強硬の態度を考え
ると、吾々社公取委員に對する活動と新聞社の記者を教育せしめ新聞普及及び読者の指示に對し反
對運動を展開しなければならぬ、其の方法は九州国勢に於て値上げ分の支払を相消するこ
とになつた。

度少の指示と情報の入手が遅れたため手遅れの感じがするが、他紙編で社紙に実行に移して
いるところもあり、其の間の組織においても活動を展開することを知つてゐる中で、当具島芳雄
に於ても次の要綱によつて活動に移りたい。

一、活 動 方 針

1. 七月分以降値上げ分の支払いを拒否して値上げの二三〇円を支払ふ
2. 新聞記者の組合組織は必ず受取ることを
3. 新聞記者と話し合ひを持つて、各々の行動を指導せるとともに新聞記者会から新
聞記者に對して圧力を加へよう努力する
4. 指示による新聞記者に推薦文をそれぞれ新聞社と公取委員に送る

一、特 定 活 動

1. 社務会と新聞記者会とより、期知雜誌を回す
2. おもしろ新聞又は伝單をもつて特立に努めるとともにニュースキーによる行動宣
等を行う
3. 互いを出し合ひのにする為には宮田地帯を固く他紙編に共同活動と呼びかける



決議文（要）

三井、明治、日新、大正、西武、三井、住友、占領、船渠に打たれかかっている企業者連及び資本界に對しては、彼等の方針へ競争して争ひ、争ひ、争ひ、争ひである。

「おれは此方針の太の太の方針を徹してゐて、企業は強盛な此方の方針を合意必成時に従つて、其の出来る限りの力をこめてやる。現在の明治、三井、大正、西武、住友、船渠に争ひ勝ち基本樹立確立して、三井、大正、西武、住友、船渠、争ひ勝ち第一の争ひを断つて行く。

「おれは此方針の太の太の方針を徹してゐて、企業は強盛な此方の方針を合意必成時に従つて、其の出来る限りの力をこめてやる。現在の明治、三井、大正、西武、住友、船渠に争ひ勝ち基本樹立確立して、三井、大正、西武、住友、船渠、争ひ勝ち第一の争ひを断つて行く。」

「おれは此方針の太の太の方針を徹してゐて、企業は強盛な此方の方針を合意必成時に従つて、其の出来る限りの力をこめてやる。現在の明治、三井、大正、西武、住友、船渠に争ひ勝ち基本樹立確立して、三井、大正、西武、住友、船渠、争ひ勝ち第一の争ひを断つて行く。」

「おれは此方針の太の太の方針を徹してゐて、企業は強盛な此方の方針を合意必成時に従つて、其の出来る限りの力をこめてやる。現在の明治、三井、大正、西武、住友、船渠に争ひ勝ち基本樹立確立して、三井、大正、西武、住友、船渠、争ひ勝ち第一の争ひを断つて行く。」

一九五七年六月一日

東京大と新東京の両組合

企業者連及び資本界の決議

要

抗議電文（要）

「企業者連及び資本界の決議」を前に掲げしつゝ、東京大と新東京の両組合、三井、大正、西武、住友、船渠に打たれかかっている企業者連及び資本界に對しては、彼等の方針へ競争して争ひ、争ひ、争ひ、争ひである。

一日 東京大と新東京の両組合

激務選文（要）

實力行使をせむつて、切く希望の如くに激務を押しつけようとする企業者連及び資本界の決議に對し、新東京大と新東京の両組合に抗議を述べ、其の決議を撤回することを要する。

一日 東京大と新東京の両組合



正和二十四年五月六日大子田社（在東二葉、廣野、百河）に在る在任全業整理について全社側より提案
された退取手当の臨時特別措置の内容は次の通りである。

子母を以

部手母

（住友）

退取手当特別措置要綱

一 退取手当

一 退取手当は高年規定や三年中一考による退取手当を支拂する。

二 特別和給金

(1) 特別和給金として次の各別に上中計並し五等第一種田舎門を留置する。但し扶養家族のないや
は扶養家族が十八才未満の男子職員に對する留置金は二割とする。

留給一 専任者

留給二 専任者

留給三 専任者

留給四 専任者

留給五 専任者

留給六 専任者

留給七 専任者

留給八 専任者

留給九 専任者

留給十 専任者

留給十一 専任者

留給十二 専任者

留給十三 専任者

留給十四 専任者

留給十五 専任者

留給十六 専任者

留給十七 専任者

留給十八 専任者

留給十九 専任者

留給二十 専任者

留給二十一 専任者

留給二十二 専任者

留給二十三 専任者

留給二十四 専任者

留給二十五 専任者

留給二十六 専任者

留給二十七 専任者

留給二十八 専任者

留給二十九 専任者

留給三十 専任者

留給三十一 専任者

留給三十二 専任者

留給三十三 専任者

留給三十四 専任者

留給三十五 専任者

留給三十六 専任者

留給三十七 専任者

留給三十八 専任者

留給三十九 専任者

留給四十 専任者

留給四十一 専任者

留給四十二 専任者

留給四十三 専任者

留給四十四 専任者

留給四十五 専任者

留給四十六 専任者

留給四十七 専任者

留給四十八 専任者

留給四十九 専任者

留給五十 専任者

留給五十一 専任者

留給五十二 専任者

留給五十三 専任者

留給五十四 専任者

留給五十五 専任者

留給五十六 専任者

留給五十七 専任者

留給五十八 専任者

留給五十九 専任者

留給六十 専任者

留給六十一 専任者

(2) 特別和給金に規定の平均額を以てする。

一ヶ月以内の平均額に達する者 (1) により計算し、その不足額を以てする。

二ヶ月

三ヶ月

四ヶ月

五ヶ月

六ヶ月

七ヶ月

八ヶ月

九ヶ月

十ヶ月

十一ヶ月

十二ヶ月

十三ヶ月

十四ヶ月

十五ヶ月

十六ヶ月

十七ヶ月

十八ヶ月

十九ヶ月

二十ヶ月

二十一年

二十二年

二十三年

二十四年

二十五年

二十六年

二十七年

二十八年

二十九年

三十年

三十一年

三十二年

三十三年

三十四年

三十五年

三十六年

三十七年

三十八年

三十九年

四十年

四十一年

四十二年

四十三年

四十四年

四十五年

四十六年

四十七年

四十八年

四十九年

五十年

五十一年

五十二年

以上

三 停年給金

尚未完結中の退取手当者に對し停年給金を支給する。

四 其の節

(1) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(2) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(3) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(4) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(5) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(6) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(7) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(8) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(9) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(10) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(11) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(12) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(13) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(14) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(15) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(16) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(17) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(18) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(19) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(20) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(21) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(22) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(23) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(24) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(25) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(26) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(27) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(28) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(29) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(30) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(31) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(32) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(33) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(34) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(35) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(36) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(37) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(38) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(39) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(40) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(41) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(42) 尚未完結中の退取手当の取扱は尚未完結中の退取手当と同様とする。

(三) 爰)

退職手当の臨時措置要領

一 期 間

本措置は、昭和十四年度は一月一日とし、その間と見做した者(死亡者ならぬ)は、解雇を待たず()について退職する。

山に勤務し、保健師、助産師、レントゲン技師、放射線師、船長、計測長は特種退職者として本措置に適用しない。

二 記 数

一、退職手当は、全額

二、退職手当は、元金より引当り積立した額とする。

三、特 別 処 置

一、この退職手当の額、又はその元金より引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算する。但し、保護被服費は、この一律加算積立金の元金とする。

二、勤続一二十年以上の者

三、勤続一十年以上五年未満の者

四、勤続五年以上十年未満の者

五、勤続五年未満の者

六、勤続十年以上の者

七、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

八、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

九、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

十、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

十一、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

十二、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

十三、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

十四、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

十五、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

十六、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

十七、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

十八、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

十九、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

二十、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

二十一、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

二十二、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

二十三、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

二十四、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

二十五、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

二十六、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

二十七、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

二十八、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

二十九、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

三十、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

三十一、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

三十二、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

三十三、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

三十四、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

三十五、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

三十六、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

三十七、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

三十八、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

三十九、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

四十、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

四十一、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

四十二、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

四十三、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

四十四、勤続十年以上の者(退職金は、元金に引当り積立した額に一律に加算する積立金を加算しない)

以

上



三池ニ順カンパニー三池斗争に関する臨時斗争費徴収率について

3.25.6.20 片岡秀雄

一 三池二順カンパ第5回(6月)名徴収分

①責任カンパ第

5月分在籍人員 6,191人
 カンパ納入人員 6,005人
 カンパ総額 600円 × 6,005人 = 3,603,000円

②基礎額

5月の固定員額 1,671,040円
 ・増産員分 - 1,171,700円
 ・家族分 - 5,967,600円
 ・差別員分 - 1,494,896円

③徴収率を算定する基礎額

5月分平均在籍人員(含む家族) 6,200人
 5月分在籍人員(含む家族) 6,171人
 $6,191人 \div 6,200人 = 99.853$
 $1,671,040円 \times 99.853 = 1,667,980円$ (修正基礎額)

④カンパ徴収率

$3,603,000円 \div 1,667,980円 = 2.159 \div 0.021$

二 臨時斗争費分(名徴収分)

①臨時斗争費総額 2,611,800円
 ②一律徴収分 200円 × 6,000人 = 1,200,000円
 ③臨時斗争費分 2,611,800円 - 1,200,000円 = 1,411,800円
 ④臨時斗争費率 $1,411,800円 \div 1,667,980円 = 0.084$

三 三池ニ順カンパ斗争費と名徴収率との算定

①徴収率

三池ニ順カンパ基礎額 3,603,000円
 臨時斗争費取得基礎額 1,667,980円
 計 5,270,980円

②修正基礎額 1,667,980円

③合計徴収率

$5,270,980円 \div 1,667,980円 = 3.162 \div 0.021$

④個人別徴収額

(6月)三池ニ順カンパ斗争費(臨時斗争費) × 0.021 + 200円
 例として、臨時斗争費取得基礎額 1,667,980円 × 0.021 + 200円 = 34,817.58円 + 200円 = 35,017.58円

正 常 費

日	月	日	月	計	計	計
1622.50	12	14	1915	1502.10	1502.10	1502.10
3476.79	12	15	1915	2752.94	4255.04	4255.04
6100				2000	6255.04	6255.04
6100				1000	7255.04	7255.04
1949.83	12	20	1915	2061.42	9316.46	9316.46
1118.75				1000	10316.46	10316.46
1118.75				1156.87	11473.33	11473.33
1945.71				189.45	11662.78	11662.78
1302.82				1267.94	12930.72	12930.72
1466				916.89	13847.61	13847.61
1262				217.00	14064.61	14064.61
1262				217.00	14281.61	14281.61
1262				217.00	14498.61	14498.61
1262				217.00	14715.61	14715.61
1262				217.00	14932.61	14932.61
1262				217.00	15149.61	15149.61
1262				217.00	15366.61	15366.61
1262				217.00	15583.61	15583.61
1262				217.00	15799.61	15799.61
1262				217.00	16016.61	16016.61
1262				217.00	16233.61	16233.61
1262				217.00	16450.61	16450.61
1262				217.00	16667.61	16667.61
1262				217.00	16884.61	16884.61
1262				217.00	17101.61	17101.61
1262				217.00	17318.61	17318.61
1262				217.00	17535.61	17535.61
1262				217.00	17752.61	17752.61
1262				217.00	17969.61	17969.61
1262				217.00	18186.61	18186.61
1262				217.00	18403.61	18403.61
1262				217.00	18620.61	18620.61
1262				217.00	18837.61	18837.61
1262				217.00	19054.61	19054.61
1262				217.00	19271.61	19271.61
1262				217.00	19488.61	19488.61
1262				217.00	19705.61	19705.61
1262				217.00	19922.61	19922.61
1262				217.00	20139.61	20139.61
1262				217.00	20356.61	20356.61
1262				217.00	20573.61	20573.61
1262				217.00	20790.61	20790.61
1262				217.00	21007.61	21007.61
1262				217.00	21224.61	21224.61
1262				217.00	21441.61	21441.61
1262				217.00	21658.61	21658.61
1262				217.00	21875.61	21875.61
1262				217.00	22092.61	22092.61
1262				217.00	22309.61	22309.61
1262				217.00	22526.61	22526.61
1262				217.00	22743.61	22743.61
1262				217.00	22960.61	22960.61
1262				217.00	23177.61	23177.61
1262				217.00	23394.61	23394.61
1262				217.00	23611.61	23611.61
1262				217.00	23828.61	23828.61
1262				217.00	24045.61	24045.61
1262				217.00	24262.61	24262.61
1262				217.00	24479.61	24479.61
1262				217.00	24696.61	24696.61
1262				217.00	24913.61	24913.61
1262				217.00	25130.61	25130.61
1262				217.00	25347.61	25347.61
1262				217.00	25564.61	25564.61
1262				217.00	25781.61	25781.61
1262				217.00	26000.00	26000.00

次期決算高調帳

品	目	名	額	計
現金			76,371	76,371
現金			6,780,000	6,856,371
現金			1,234,567	8,090,938
現金			1,100,000	9,190,938
現金			2,271,000	11,461,938
現金			1,610,000	13,071,938
現金			2,420,000	15,491,938
現金			1,600,000	17,091,938
現金			1,100,000	18,191,938
計			22,760,000	40,851,938

末次算出説明細

品	目	名	額
現金			500,000
現金			1,000
現金			6,000
計			1,500,000



統制部・職場会議
規則の一部改正

職制規程を以て右の如く改定し、本職制規程の施行期日については、五月十一日、二十五日の両十六日及び同月十九日において、併改定することを、この規則を改正するに付して行った。

統制部規則

- 第一條 この規則は統制部組織規程第二十八條所定統制部の組織に於ける職務の整理に關し、並に職制を定むるに關するものとする。
- 第二條 統制部は統制主任を以て部長、其部員を課長とするものとする。この部長は、同條第二條所定の職務を執行し、並に、同條第二條所定の職務を執行するものとする。
- 第三條 本規則の施行に關するに關するものは、この規則に定められたるものとする。
- 第四條 本規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行期日を定むるものとする。
- 第五條 本規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行期日を定むるものとする。
- 第六條 本規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行期日を定むるものとする。
- 第七條 本規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行期日を定むるものとする。
- 第八條 本規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行期日を定むるものとする。
- 第九條 本規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行期日を定むるものとする。
- 第十條 本規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行期日を定むるものとする。
- 第十一條 本規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行期日を定むるものとする。
- 第十二條 本規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行期日を定むるものとする。
- 第十三條 本規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行期日を定むるものとする。

職工會議規則

第一條 本職工會議は昭和十一年四月二十日附の労働組合法に於て定められたるもの。

第二條 本職工會議は本職工會議の組織及び活動の目的を以てその目的を以て組織され、其 職工會議である。若し職工會議の組織及び活動の目的を以て組織され、其 職工會議である。若し職工會議の組織及び活動の目的を以て組織され、其 職工會議である。

第三條 本職工會議の組織は、

- ① 職工會議
- ② 職工會議
- ③ 職工會議

第四條 本職工會議の組織は、

- ① 職工會議
- ② 職工會議
- ③ 職工會議

第五條 本職工會議の組織は、

- ① 職工會議
- ② 職工會議
- ③ 職工會議

第六條 本職工會議の組織は、

- ① 職工會議
- ② 職工會議
- ③ 職工會議

第七條 本職工會議の組織は、

- ① 職工會議
- ② 職工會議
- ③ 職工會議

第八條 本職工會議の組織は、

- ① 職工會議
- ② 職工會議
- ③ 職工會議

第九條 本職工會議の組織は、

- ① 職工會議
- ② 職工會議
- ③ 職工會議

第十條 本職工會議の組織は、

- ① 職工會議
- ② 職工會議
- ③ 職工會議

第十一條 本職工會議の組織は、

- ① 職工會議
- ② 職工會議
- ③ 職工會議

収入之部			
種別	金額	3,6293,400	
種別	金額	種別	平均人員
役員報酬	4076057	役員報酬	(2,194)
1	3062887	2	(2,185)
2	2795877	3	(2,176)
3	272606	4	(2,078)
4	2841309	5	(2,074)
5	2708881	6	(2,053)
6	2702497	7	(2,037)
7	286982	8	(2,020)
8	3086782	9	(2,007)
9	3041935	10	(2,000)
10	2762073	11	(2,002)
11	2586884	12	(2,027)
計	35324743	計	24272 + 23471 (4777)

月平均標準人員	
6月	4770-15=4755
7	4775-15=4760
8	4760-15=4745
9	4785-15=4770
10	4750-15=4735
11	4715-15=4700
12	4700-15=4685
1	4685-15=4670
2	4670-15=4655
3	4655-15=4640
4	4640-15=4625
5	4625-15=4610
	4610

$4710 \times 12 = 46722$ 人(職員総数) = 4727人
 $5000 \times (4727 \times 75) = 2024430 \times 13月 = 26273400円$

収入 19,400
 2000円 × 12 = 16800円 16800円 ÷ 12 = 1400円

昭和35年度組合役員報酬は350000円/年を平均
 役員人員は677人/年で組合員一人当り平均報酬は516
 円である

昭和34年6月以前コースアップは70円(600円)(
 会社役員年内外売上昇平均額)の組合役員報酬は一人月、
 14円5角増+16円とせる

以上の実績及びコースアップ部分考慮し、月当り組合員
 一人当り平均報酬を552円(536円+16円)×650
 円として本額の子算額を決定す。

役員報酬 11,87177
 会社子会費 688,118円
 役員員福利金 372,187円
 会社子会費(普通) 700,000円
 労金定期 28,672円
 三井物産 300000円
 計 1,871,777円 × 12 = 22,461,324円

支商之概

(1) 本 月 13,316,963

六月分燃料	107277円	
六月分燃料金	192285円	(英銀)
委託者燃料	712736円×10月+(712736円× $\frac{8}{35}$)	= 831067.4円
委託者仕入	275359円×1月	= 263737.7円
委託者仕入	500円×26万11月	= 1305000円
委託者仕入	1000円×11月	= 110000円
計	12316762.712	= 1109747

(2) 支 出 9,618,149

○ 委託者仕入

1750円×57X11月=1005300円	} 1762300円
五月分英銀 111200円	
○ 委託者仕入	
66000円(11.71分)×11月=734000円	} 572600円
六月分委託者仕入 109073円	
○ 委託者仕入	
12200円×66X2=2016000円	} 2212200円
17600円×11X2=3822000円	
○ 委託者仕入	
計 9318199.012	= 375112円

(3) 支 出 330,360

支食糧支出

○ 日給

日給	8円	
日給	80円×6=480円	
日給奉還支	150円×2=300円	} 780円
委託者仕入		
○ 日給	8円	

日給	270円×5=1350円	} 2680円
日給奉還支	400円×2=800円	
○ 一給二日	1日	
日給	270円×2=540円	} 6470円
日給奉還支	400円×2=800円	
○ 奉 還		
○ 一給二日	1日	
日給	450円×1=450円	} 1080円
委託者仕入	630円×1=630円	
日給奉還支	400円×2=800円	
○ 奉 還		
○ 日給	8円	
日給	180円×8=720円	} 1740円
日給奉還支	400円×4=1600円	
○ 一給二日	5日	
日給	70円×5=350円	} 2320円
委託者仕入	800円×3=2400円	
日給奉還支	400円×1=400円	
○ 英 外		
二給三日	1日	
日給	600円×1=600円	} 2850円
委託者仕入	800円×3=2400円	
日給奉還支	450円×3=1350円	
計	330360円×12=3964320円	
計	330360円×12=3964320円	

(4) 上 取 支 出 336,900

○ 委託者仕入 22日定期大会 (英銀) 198260円

○ 委託者仕入

献 金 2370円×37人=87,600円
 新会料 1000円×7人=7,000円 } 194,600円
 旧会費繰上 700円×10人=7,000円
 ○福地会定期総会
 献 金 2370円×37人=87,600円
 新会料 1000円×6人=6,000円 } 140,800円
 旧会費繰上 700円×7人=4,900円
 ○福地大会
 新会料については入会金並
 新会料 4000円×4人=16,000円 } 14,200円
 旧会費繰上 700円×7人=4,900円
 ○会計報告
 院務員組合活動の支給
 400円×10回+150円=7,200円 } 10,000円
 計 32,670円
 32,670円×1.2=39,204円

○会費費 926,740
 ○会費報告手引 1,300円×8人×1.2回=12,800円
 ○資金維持費 4,232,800円
 会費返金 4,500円×17 = 76,500円
 中央会費 1060円×25 = 26,500円
 院給前 1,100円×(19人+8人)×1.2 = 37,200円
 子院給小費 1,100円×17×2 = 37,400円
 専任者給与小費 (支給) 3,250円
 福利小費 1,100円×10人 = 11,000円
 総会委員会 20,000円
 ○その他 1,100円×15×1.2 = 19,800円
 ○役員会会費 300円×1.2 = 360円
 ○土の会費返上 800円×1.2 = 960円
 ○助成、当座費 ~~4000円×1.2~~ = 2,400円
 16,000円
 39,204円+1.2=47,044円
 926,740

○(5) 期会、委員会費 42,600
 代議員、委員給還及び経費
 42,600円+1.2=51,132
 ○(7) 事務員費 60,000円
 九段労働費
 60,000円+1.2=67,200円
 ○(8) 推廣経費 777,880
 180円×1200部×(34部+6部)=83,680円
 宣伝代 1000円×68 = 140,000円
 写真代 1000円×12 = 12,000円
 租界費 4000円×1.2 = 4,800円
 計 777,880円
 777,880円+1.2=647,904円

○(9) 支部費 2,170,500
 本郷支部 10,000円
 二基支部 2,200円
 新築支部 45,000円
 五机支部 2,000円
 六机支部 15,000円
 112,000円×1.2=134,400円
 総会、委員会、代議員会、代議員手引
 総会 100円×320人×1 = 32,000円
 350円×220人×1 = 77,000円
 1,100円×3 = 3,300円
 委員会 100円×20人×1.2=2,400円
 700円×1.2 = 840円
 その他 2,500円
 代議員会 50円×110人×6人×1.0=40,000円
 100円×3人×4×1.2 = 1,440円



共 益 122,850
 76,1030

~~122,850 + 72 = 122,778円~~ → 花

(10) 薪 給 部 費 1,680,000 (労働社関係費用)

総務部長	28,000円	34,200
総務部長	28,000円	29,600
総務部長	12,000円	17,400
基幹会議	26,000円	23,300
基幹代表	18,000円	18,000
基幹代表	12,000円	18,000
計	160,000円	

~~1,680,000 + 72 = 1,680,072~~
 1,680,072 - 1,650,000 = 30,072

(11) 社 享 費 392,000

労働組合	150,000円
ラヂオ (総務、労務)	130,000円
平和大会 (労務大会参加費)	50,000円
高岡映画	100,000円
風 潮	50,000円
ムービー見聞会ラヂオ座	300,000円
その他	180,000円
計	770,000円

~~770,000 + 72 = 770,072~~

(12) 什 器 費 335,000

器具類	94	165,000円
算盤器類	7枚	15,000円
算 算 器	1台	35,000円
車 庫	1台	53,000円
自転車	1台	20,000円
重アトシ	10枚	50,000円

放送セフ 28,000円
 その他 35,000円

~~28,000 + 35,000 = 63,000~~
~~63,000 + 72 = 63,072~~

(13) 運 賃 費 192,000円 (労務関係)

~~192,000 + 72 = 192,072~~

(14) 出 納 費 872,300

労務組合費	50円 × 200 = 10,000円
賃金及退学費	1/4 + 1/5 × 1300 = 232,500円
退学月給	70円 × 700 × 2 = 98,000円
仕給、備品費	80円 × 1000 = 80,000円
税金	400円 × 2000 = 800,000円
その他	90,000円
計	1,000,500円
減価償却	128,200円
計	872,300円

(15) 賃 料 費 163,050

事務所賃料	40,000円
出金課室料	42,500円
内匠修繕工事	16,500円
倉庫修繕工事費	50,000円
給水設備	30,000円
その他	100,000円
計	163,050円

~~163,050 + 72 = 163,122~~

(16) 組合費

中央労務	36,500円 × 6.50 = 2,372,500円
丸屋労	33,000円 × 6.50 = 2,145,000円

労務費
 1,680,000
 1,680,072

4



直轄地帯	3.50円×4,850=22,975円×1/3=7,658円
官田地帯	200円×1/3= 66.67円
九前券	1,100円×1/3+ 4,000円 = 5,366.67円
復興振替会	1,000円×1/3= 333.33円
計	12,424.67円
	12,424.67円×1/3=4,141.56円

(17) 短期改善費 67,192

昭和33年度改善費	29,773円
昭和34年度改善費	37,419円
計	67,192円
	67,192円×1/3=22,397.33円

統制經費內訳表

日 34.7.24

	統制部長		統制部長		統制部長		總務代		總務代				
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額			
水 洗					2	2,100	2	2,000	3	3,000	3,000		
二 洗	11	2,200	11	3,300	13	3,600	7	4,700	7	3,500	10	3,000	12,700
香 灰	26	12,800	26	13,000	26	12,800	10	8,600	10	8,000	30	2,000	37,200
五 洗	12	6,200	12	6,000	12	6,000	8	3,700	8	8,000	8	2,900	26,700
大 洗	8	8,000	8	8,000	8	8,000	7	6,800	7	4,500	7	2,700	22,000
	57	32,200	57	28,500	88	72,400	36	27,200	36	18,000	60	18,000	132,400

32,200円×1.3=41,860円 (統制部長) 27,200円×1.3=35,360円 (總務代)

28,500円×1.2=34,200円 (統制部長) 18,000円×1.3=23,400円 (總務代)

72,400円×1.3=94,120円 (統制部長) 18,000円×1.3=23,400円 (總務代)

41,860+35,360+34,200+23,400+23,400+23,400=181,620円

職員會費支給基準

32別

機關職員支給基準

50AS以内	100円	30AS以内	200円
100 "	400	100 "	500
150 "	500	150 "	600
200 "	600	200 "	700
250 "	700	250 "	800
300 "	800	300 "	900
350 "	900	350 "	1,000
400 "	1,000		
450 "	1,100		
500 "	1,200		
550 "	1,300		
600 "	1,400		
650 "	1,500		
700 "	1,600		
750 "	1,700		
800 "	1,800		
850 "	1,900		
900 "	2,000		
950 "	2,100		
1,000 "	2,200		
1,050 "	2,300		

318
525

1.3

1.3

1,000
1.3

6



訂 書 費 別 冊

労働通信	1,800円	朝日新聞	4,480円
労働法令	1,000	夕刊朝日	1,740
労働運報	1,100	日本経済新聞	4,320
機関紙通信	2,000	毎日新聞	4,480
日経週タイムス	700	産本報	4,480
実業通信	1,000	アサヒ	2,440
労談/労働	1,400	実業タイムス	2,440
日本経済新聞	2,200	アサヒランド	4,500
読者労働通信	1,000	ニコノリスト	4,000
石炭通信	1,000	アサヒグラフ	2,400
官報	1,480	労働界	1,000
福岡山保安労働部報	880	中央労働	1,000
日刊批評	1,200	アサヒコリス	1,800
調査と資料	1,200	読者通信	1,000
読者会報	1,000	労働運動	1,500
新報社会主義	1,400	西日本スポーツ	1,500
学習の友	780	特別号(1,000)	1,400
石炭統計	1,000	評	7,400
月刊炭労	600		
朝日新聞	1,100		
計	41,800	合 計	131,400円



34年度 実績に基く 上期々末手当比資料

日 34.7.30 給与部

職 種	2,55.10 基 礎 額	率	増 減	2,55.10-2,55.7 前 期 基 礎 額	率	増 減	手 当 割 合	手 当 割 合	手 当 割 合	手 当 割 合	手 当 割 合	期 末 手 当 額
株 主	1,21,630	188.8%	1	142,871	186.1%	1	142.1%	120.0	87.00	8.00	-	25,412
仕 役	71,587	78.4%	6	102,630	71.1%	6	108.2%	-	-	-	-	21,728
場 遣	76,866	100.0%	5	115,925	100.0%	4	113.7%	-	-	-	-	22,576
直 接 計	104,931	108.7%	*	123,689	108.8%	*	119.2%	-	-	-	-	22,178
内 遣	113,426	118.8%	2	134,123	118.7%	2	120.0%	-	-	-	-	24,250
其の内内遣	98,076	102.2%	3	120,091	106.3%	3	113.7%	-	-	-	-	23,478
内 内 計	102,094	106.5%	*	124,284	108.0%	*	117.4%	-	-	-	-	23,841
基 内 計	103,912	108.3%	*	123,287	108.5%	*	119.8%	-	-	-	-	23,150
外 請 人	98,007	102.1%	4	114,766	102.8%	5	112.7%	-	-	-	-	22,471
・ 保 護	51,300	52.8%	8	52,841	54.4%	8	57.0%	-	-	-	-	17,166
外 定 人	46,707	44.7%	7	74,730	80.9%	7	73.4%	-	-	-	-	20,564
・ 保 護	44,100	46.5%	9	63,520	66.7%	9	61.2%	-	-	-	-	16,327
外 定 人 計	86,918	89.5%	*	101,177	89.7%	*	87.6%	-	-	-	-	20,766
外 保 護 計	46,766	47.9%	*	65,446	69.4%	*	65.9%	-	-	-	-	16,496
基 外 計	74,446	72.7%	*	88,421	72.6%	*	84.4%	-	-	-	-	19,784
内 外 計	74,284	100%	*	114,087	100%	*	110.8%	-	-	-	-	25,228

35下期 実績に基く 期末手当比較表

職 種	株 主	仕 役	場 遣	直 接 計	内 遣	其の内内遣	内 内 計	外 請 人	外 請 保 護	外 定 人	外 定 保 護	外 定 人 計	外 保 護 計	基 内 計	基 外 計	内 外 計
33 期	25,184	21,744	22,806	23,318	24,337	22,761	23,370	22,663	17,280	20,880	16,446	21,116	16,614	23,351	19,872	22,381
34 期	23,412	21,728	22,576	23,178	24,250	22,478	22,741	22,411	17,166	20,564	16,327	20,766	16,496	23,150	17,794	22,235



等級	金額	航 內 共				航 外 共				金 航 共	
		直 接 共		間 接 共		航 人 另 子		運 賃		人 員	金 額
		人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額		
1											
2											
3	170										
4	200										
5	230										
6	270										
7	300										
8	330										
9	400	1	400			11	4000	259	103400	271	108400
10	470	2	940	1	470	52	24420	123	33670	182	81340
11	530	30	16400	9	4770	103	34370	93	23250	177	9370
12	400	33	12800	17	70200	123	71000	11	4400	186	111400
13	670	135	90450	27	12090	132	101340	2	1390	316	217720
14	920	277	187470	64	67720	148	122440			489	356770
15	800	377	352200	82	42400	171	152300			572	473400
16	870	373	326230	102	93760	189	168430			672	354490
17	930	401	372930	122	111040	148	154240			697	442270
18	1000	498	498000	147	147000	166	144000			791	396000
19	1100	532	603200	167	183700	14	74000			783	861300
20	1300	486	392200	115	136000	31	30000			634	743200
21	1300	428	334800	52	62400	3	3700			463	627900
22	1400	339	335400	18	21200	1	1400			273	382200
23	1500	191	286500	2	3000		0			193	289500
24	1600	105	168000	2	3200	1	1400			108	272800
25	1730	64	76720	1	1730	2	3460			47	87370
計		4111	4807200	940	922280	1403	1113770	311	217100	4945	6666350
平均日額			107203		98733		27322		42483		95772
等 級			17		18		13		9		17
2.5%			911		837		673		241		874

昭和34年度予算(案)

第346
号305

大目別	小科目	23年度原案	24年度原案	予算案	23年度実績	24年度実績	備考
収入	雑入金	12,939,950	12,939,950	12,939,950	12,939,950	12,939,950	
	雑入金	34,932,116	35,364,164	36,072,460	26,915,9	36,249,570	◎
	雑入金	48,300	11,100	14,400	3,300	1,000	◎
	雑入金	63,126,64	1,852,03	1,107,139	1,304,576	1,80,285	◎
雑収入	雑収入	40,973,614	47,721,185	48,222,169	2,227,916	2,577,305	
	雑収入	16,000		3,000	3,000	2,000	
雑収入	雑収入	14,916,950	12,939,950	13,316,963	97,745,9	1,097,797	◎
	雑収入	3,512,500	3,512,500	3,512,500	9,216,200	576,570	◎
雑収入	雑収入	16,436,500	16,427,450	17,251,100	13,611,221	1,606,629	
	雑収入	4,301,000	3,367,100	2,167,600	6,750	27,630	◎
雑収入	雑収入	3,333,333	3,333,333	3,333,333	54,890	28,025	◎
	雑収入	3,025,000	7,725,000	6,736,000	67,240	55,600	◎
雑収入	雑収入	3,000	17,490	67,800	50,110	5,630	◎
	雑収入	9,746,500	1,037,100	9,467,400	10,459,950	77,000	◎
雑収入	雑収入	1,000,000	1,000,000	980,000	67,800	2,200	◎
	雑収入	6,000	7,000	6,000	1,000	5,000	◎
雑収入	雑収入	2,133,100	6,529,87	7,129,800	3,988,9	6,499,0	◎
	雑収入	2,146,000	3,146,700	3,146,700	36,350	1,971,51	◎
雑収入	雑収入	1,647,600	1,647,600	1,630,000	57,500	1,99,000	◎
	雑収入	7,000,000	6,105,10	7,940,000	1,23,000	6,167,0	◎
雑収入	雑収入	5,918,000	4,052,000	5,918,000	1,72,300	62,187	◎
	雑収入	5,000,000	5,445,100	6,000,000	5,97,200	6,000,000	◎
雑収入	雑収入	1,000,000	1,173,000	2,350,000	2,177,10	2,91,7	◎
	雑収入	40,000	1,551,3	2,000	1,497	1,607	◎
雑収入	雑収入	1,360,000	1,371,500	60,000		5,000	
	雑収入			120,000	4,000	10,000	
雑収入	雑収入	1,950,000	1,083,300	1,574,000	2,400	1,195,0	◎
	雑収入	2,000,000	25,000	70,000	2,910	75,000	
雑収入	雑収入	5,000,000	3,702,000	5,000,000	2,960,000	7,000,0	◎
	雑収入	6,000	16,000	10,000	6,000	8,000	
雑収入	雑収入	1,000,000	2,440	1,000,000	2,000	1,000,000	◎
	雑収入	6,000	62,500	60,000	7,000	5,000	
雑収入	雑収入	4,000,000	4,914,400	5,000,000	2,73,900	4,26,900	◎
	雑収入	7,000,000	7,737,000	8,000,000	7,61,900	7,000,000	◎
雑収入	雑収入	9,000,000	4,914,400	9,000,000	1,500,000	5,500,000	◎
	雑収入	110,000	3,200	100,000	11,000	1,000	◎
雑収入	雑収入	2,350,000	1,900,000	2,350,000	1,222,700	61,300	◎
	雑収入	6,940,000	2,760,000	6,211,000	1,936,000	51,700	◎
雑収入	雑収入		3,800		3,800		
	雑収入						
雑収入	雑収入	10,715,000	9,040,000	9,250,000	4,020,000	5,230,000	
雑収入	雑収入	1,000,000	1,400,000	1,400,000	960,000	2,000,000	
雑収入	雑収入	16,125,164	3,460,000	37,894,900	20,749,000	31,571,5	
雑収入	雑収入	12,213,400	15,000,000	15,000,000			
雑収入	雑収入	40,973,614	47,721,185	48,222,169			

昭和34年度員島大上遊労組経費予算決算表(案)

B 34-B-6

収 入 之 部

(A) 組合費 36293400

月	徴収金額	徴収別人員	(7/15)	45771
6月	307,000	6827	(7/15)	45771
7月	306,200	6827	(7/15)	45771
8月	299,500	6827	(7/15)	45771
9月	277,800	6827	(7/15)	45771
10月	282,300	6804	(7/15)	46161
11月	210,850	4782	(7/15)	45771
12月	310,740	6720	(7/15)	46161
7月	226,400	6720	(7/15)	46161
8月	263,600	6720	(7/15)	46161
9月	264,400	6720	(7/15)	46161
10月	226,500	6731	(7/15)	46051
11月	218,600	6765	(7/15)	46161
12月	224,200	6720	(7/15)	46161
計				45771

- (1) 昭和33年度組合費納付期間43542日/42日毎に平均別人員6771人で徴収/人員別平均徴収額4236円である。
- (2) 昭和34年度4月以降のペースアップ330円(600円) (金額基準内外費全上昇率2割)の組合費納付期間/人員別、16月50日/16日である。
- (3) 以上の実績及びペースアップ割合を勘案し、平均別人員/人員別平均徴収額を452日(436日+16日)×436円として本案の予算額に据えた。

月	平均別人員	月平均徴収人員
6月	6920 - 12 = 6908	1月 6820 - 15 = 6805
7月	6920 - 15 = 6905	2月 6870 - 15 = 6855
8月	6920 - 15 = 6905	3月 6855 - 15 = 6840
9月	6920 - 15 = 6905	4月 6840 - 15 = 6825
10月	6920 - 15 = 6905	5月 6825 - 15 = 6810
11月	6920 - 15 = 6905	
12月	6920 - 15 = 6905	

$$82770 + 12 = 6920 \times 12 + 39 \text{人 (組合費別)} = 6929 \text{人}$$

$$450 \text{円} \times (6929 \times 47\%) = 302850 \times 12 \text{月} = 36293400 \text{円}$$

(B) 加入金 14400

$$300 \text{円} \times 12 = 14400 \text{円} \quad 14400 \text{円} + 12 = 1200 \text{円}$$

(C) 雑収入 1587179

自治会費	63428円	町会費	284772円
町会共済金	277189円	三井物産	300000円
町会共済金(借入)	90000円		
計		計	1587179円(12=132265円)

支 出 之 部

(1) 本 給 13314963

6月決算	1677715円 (増収)
6月決算	142045円
繰上金	912756円 / 10円 + (912056円 × $\frac{1}{10}$) = 931059円
繰上金(計)	239259円 × 11月 = 2637327円
経費人	
経費夫	500円 × 267 × 11月 = 143000円
出立手	1000円 × 11月 = 11000円
計	12314963円 + 12 = 1109747

(2) 雑 給 4518129

職員給与	1850円×57人月 = 1054500円	1165740円
6月分増給	71124円	
OK給出	6850円(167人月)×11月 = 734500円	799860円
4月分増給	6405円	
OK未分給	22000円×2人×2 = 2,020,000円	2411200円
17000円×11人×2 = 3872000円		
OK未分給	142340円	
計	4518129円 + 12 = 376572円	

(3) 扶 養 330360

東京都庁本部	日給1500円	扶 養 90円×3 = 270円	1840円
		出退勤手当 1500円×2 = 3000円	
電 気 料	日給1500円	扶 養 200円×5 = 1000円	3450円
		出退勤手当 400円×5 = 2000円	
1/2日300円		扶 養 200円×3 = 600円	
		出退勤手当 200円×3 = 600円	5670円
		出退勤手当 400円×6 = 2400円	
北大分団長	日給1500円	扶 養 1800円×2 = 3600円	2320円
		出退勤手当 400円×2 = 800円	
1/2日300円		扶 養 700円×5 = 3500円	
		出退勤手当 800円×5 = 4000円	8400円
		出退勤手当 200円×2 = 400円	
大津市立NK	1/2日300円	扶 養 450円×1 = 450円	
		出退勤手当 300円×1 = 300円	2050円
		出退勤手当 400円×2 = 800円	
別 件	2日3日/1日	扶 養 400円×1 = 400円	3850円
		出退勤手当 800円×2 = 1600円	
		出退勤手当 350円×2 = 700円	
		計	330360円
		330360円 + 12 = 27550円	

(4) 土 庫 費 336900

大守X22組在職人員(60名)		148260円
定 額 大 庫	庫 費 2590×2×7人 = 362600円	
	借 料 1000×9×7人 = 63000円	148260円
	出退勤手当 700×6×7人 = 29400円	
高層階の倉庫賃料	庫 費 2590×24人 = 62160円	16080円
	出退勤手当 700×4×1人 = 2800円	
	出退勤手当 700×7×1人 = 4900円	
別 件 大 庫	倉庫CのC10北西角庫	
	借 料 1000×4×1人 = 4000円	14300円
	出退勤手当 700×4×1人 = 2800円	
倉 庫 賃 料	大守庫の2階部分賃料	10000円
	4000円(10日×15日) = 60000円	
	計	336900円
	336900円 + 12 = 28075円	

(5) 会 議 費 926740

役員出席料	1300円 × 5人 × 12回 = 80400円	
貸与車費		632540円
燃料費	4500円 × 17 =	76500円
手紙送付料	1000円 × 25 =	25000円
旅 送 費	1100円 × (19人×3人) × 12 =	211200円
出張料	1100円 × 11 × 3 =	36300円
出張用紙料	(既 済)	20540円
電話料	1100円 × 10 × 3 =	22000円
雑費・委託費		260000円
7.0 円	1100円 × 15 × 12 =	198000円
貸与車の燃費	500円 × 12 =	6000円
7.0 円の燃費	5000円 × 12 =	60000円
別件、出張費	12000円 × 12 =	168000円
	計	926740円
	926740円 + 12 = 72725円	

(6) 税金等戻金費 67600

代税金、事務料戻金等(別表) $67600円 + 12 = 5633円$

(7) 事務経費 60000

凡事務経費 $60000円 + 12 = 5000円$

(8) 技術費 779880

 $190円 \times 7300枚 \times (3E + 4E) = 551,980円$
 印刷代 $3000円 \times 87 = 261,000円$
 写真代 $3000円 \times 12 = 36,000円$
 製版費 $4,000円 \times 12 = 48,000円$ 計 779880円
 $779880円 + 12 = 64990円$

(9) 支部費 2217050

本社支店 10000円 支部、委員会、代刊費、印刷費等

二地支店 22000円

前地支店 45000円

其地支店 37000円

六地支店 15000円

113600円

 $113600円 \times 12 = 1356000円$ 税金 $100円 \times 220人 \times 1 = 22000円$ 税金 $250円 \times 220人 \times 1 = 55000円$ 税金 $100円 \times 2 = 2000円$ 税金 $1000円 \times 80人 \times 18 = 144000円$ 税金 $700円 \times 18 = 12600円$

その他 2800円

代刊費 $50円 \times 220人 \times 4人 \times 10 = 480,000円$ 印刷 $100円 \times 8人 \times 4 \times 10 = 32,000円$

計 2217050円

(10) 印刷費 1680000 (印刷委託費)

印刷部費 392000円

印刷経費 285000円

印刷委託費 1790000円

印刷委託費 233000円

印刷委託費 180000円

印刷委託費 180000円

計 1394000円

 $1394000円 + 12 = 1680000円$

(11) 行手費 794000

印刷部費 1500000円

印刷委託費(委託費) 1200000円

印刷委託費(委託費) 500000円

印刷委託費 100,000円

印刷委託費 50,000円

印刷委託費 300,000円

その他 200,000円

計 7940000円

(12) 什器費 335000

紙幣 9枚 145,000円

簿記帳 9枚 14,000円

計算機 1台 35,000円

計算機 1台 53,000円

計算機 10枚 5,000円

計算機 32,000円

その他 25,000円

計 335,000円

(13) 図書費 127400 (印刷委託費)

(14) 印刷費 872300

定額制合費料	50R x 7600	= 380000R
紙金取送付立金紙	(16R + 15R) x 7300	= 222300R
刷金付金	70R x 7600 x 2	= 196800R
印刷部定額取基準	30R x 7600	= 30000R
合 計		872300R

(15) 普通費 163050

事務用紙	62000R
印刷部用紙	41250R
印刷部工事	16800R
印刷部用工事費	5000R
電子用紙	30000R
合 計	163050R

(16) 組合用相費 524300

甲種用紙	3650R x 6850 = 250025R x 12 = 3000300R
乙種用紙	3300R x 6850 = 226050R x 12 = 2712600R
丙種用紙	350R x 6850 = 23975R x 12 = 287700R
印刷部用紙	2000R x 12 = 24000R
印刷部用紙	2260R x 12 + 1600R = 29120R
印刷部用紙	1100R x 12 = 13200R
合 計	524300R

(17) 印刷改訂費 621192

印刷改訂費	291192R
印刷改訂費	33000R
合 計	621192R

× 元 額

別紙

朝刊部費概況表

	印刷部費		製版部費		印刷部委託		紙料委託		印刷部委託		計
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
本社					2	1,100	2	1,000	3	900	3,000
一宮	11	7,200	11	5,500	13	8,600	7	4,900	7	3,500	27,700
神代	26	15,800	26	13,000	26	7,800	70	8,800	10	3,000	59,200
高松	12	6,800	12	6,000	12	8,400	8	3,900	8	4,000	26,700
大津	8	4,400	8	4,000	8	2,400	9	4,800	9	4,500	22,500
合計	57	34,200	57	28,500	58	17,400	36	23,300	36	18,000	139,400

34,200円×12 = 410,400円 (印刷部費)

28,500円×12 = 342,000円 (製版部費)

17,400円×12 = 208,800円 (印刷部委託)

23,300円×12 = 279,600円 (紙料委託)

18,000円×12 = 216,000円 (印刷部委託)

18,000円×12 = 216,000円 (印刷部委託)

410,400 + 342,000 + 208,800 + 279,600 + 216,000 + 216,000 = 1,462,800円

紙料委託費支給基準

50以内	200円	60人以内	1,500円
100	400	70	1,600
150	500	75	1,700
200	600	80	1,800
250	700	85	1,900
300	800	90	2,000
350	900	95	2,100
400	1,000	100	2,200
450	1,100	105	2,300
500	1,200		
550	1,300		
600	1,400		

印刷部費支給基準

50人以内	300円
100	500
150	600
200	700
250	800
300	900
350	1,000

別紙費明細

印刷部委託	1,800円	印刷部委託	2,800円	印刷部委託	4,800円	印刷部委託	2,000円
印刷部委託	3,000	印刷部委託	1,200	印刷部委託	2,700	印刷部委託	3,000
印刷部委託	2,200	印刷部委託	1,200	印刷部委託	4,320	印刷部委託	2,500
印刷部委託	2,400	印刷部委託	1,600	印刷部委託	6,800	印刷部委託	2,000
印刷部委託	700	印刷部委託	160	印刷部委託	8,600	印刷部委託	1,500
印刷部委託	3,000	印刷部委託	700	印刷部委託	2,600	印刷部委託	2,500
印刷部委託	3,600	印刷部委託	3,000	印刷部委託	2,600	印刷部委託	2,400
印刷部委託	2,800	印刷部委託	600	印刷部委託	4,500	印刷部委託	7,400
印刷部委託	2,400	印刷部委託	7,200	印刷部委託	4,600	印刷部委託	1,394,000
印刷部委託	10,000	印刷部委託		印刷部委託	2,600	印刷部委託	
印刷部委託	3,800	印刷部委託	6,340	印刷部委託		印刷部委託	

昭和三十三年年度決算
昭和三十四年年度予算

小委員会 審中 (案)

一九五九、八五

委員長	藤尾 源二郎	(兼統)
副委員長	山根 精武	(五統)
委員	吉岡 英典	(本社)
赤松 文三	(本社)	
山本 正七	(二統)	
橋本 大七	(二統)	
森下 英巳	(新統)	
森下 英巳	(新統)	
鈴木 英夫	(五統)	
佐藤 一平	(六統)	
竹下 正治	(書記長)	
執行部	中戸 正一	(財務部長)

昭和三十三年年度決算、昭和三十四年度予算については、七月二十四日、二十七日、二十九日三十日、四日別に亘つて審議を行い次の結論をあるに至つた。

決算報告の概要

専任財務部長より三十三年年度決算の貸借対照表、試算表、財産目録、繰上償還報告書を表示され、経費費、半令費、繰上償還立金、特別会計及び備品に対する各種目別報告があり、これが審議の結果

一 収入の部

1. 組合費目録(一人平均見込額「予算四二五円」と実績「四三六円」では一円増収となつた。従つて予算見込額に対し、五八万六千余円上廻つた。
2. 加入金については、一部支那の取扱いは「一〇〇円」が「三〇〇円」に改訂されたこと(概算)があり若干増減少をみた。
3. 繰上人は留金増額による利子等が実績予算より一三万六千余円の収入増となつた。

二 支出の部

1. 人件費 経理事務増より
2. 出張旅費 予算より一〇万円程度支出削減
3. その他物件費、事務費、繰上償還等予算内に押え結果として一五二万五千余円の支出減少となつた。

以上経費削減を予算と対比した割合二二〇万円程度の余剰金を得ることとなり、当初予算額に對し支出率は九五、七%にとどまつた。

斗争争の實現については各月の決算報告の中で明らかにされている通り、現在の約四八三〇円、三〇円、一五円)では、半いぶ解決統一化され、高度化されてゆく過程の中において、必然的の成績達成に強固な基礎とをつた。

即ち、収入六〇四万三千餘円に増し、支出八一四万二千餘円、差引二一〇万餘圓の支出増となつた。

決算委員として、斗争争の文書や解決権限を、従前三十三年度の決算として二一〇万円程度の文書に留められた内容に封じられた、より詳細な資料の存留を求めたが、同様の関係斗争争型が現在の状態からして当然許しを上げられなければならないことと三十四年度の行方方針として明らかにしていることとからして、斗争争会としても現在の斗争争の實現をこのことを前提することとは出来ない。今後の斗争争のあり方については先般論議すべきであることとを主張したが、執行部としては、概して斗争争を考慮しない論議は必然的の成績を予見して置く問題であり、十は斗争争、教育と区別した中で執行すべきであるとの主張で完全な意思統一をみることも出来なかつた。

しかし、同様の問題を斗争争のあり方については財政獨立上からして別の問題を設置し論議を行うことも考えられるということで小委員会として取手の準備をした。

斗争争 について

一 収入の概

- 1. 組合費 東京了解
- 2. 加入費 組合員として高額の待遇を享受される成から引算して、新規加入者は専ら増額すべきであると考えられる。従つて従前改正時においては執行部として増額すべきである。
- 3. 協賛収入 東京了解

二 支出の概

- 1. 入件口 健全財政の立脚点から行来は四〇%削減に努めるよう努力すべきである。
- 2. 出張費 東京了解中の特殊事の費用負担について
- 3. 会議費 東京了解
- 4. 事務経費 東京了解
- 5. 雑費費目 支那中組合発展の当資料工〇円増額について、本部当議は会議費の中で減額されているが、支那中経費も増額すべきであるとの意見も出たが各支那月々の減額されるべきでないといひつて一年間実施をみることで了解
- 6. 経費削減 経費削減の目的は経費削減から事務経費も削減されるべきであるとして了解
- 7. 行方費 具体的削減案については行方方針の中で論議することとし、削減
- 8. 組織的削減 専ら会議、主幹会の削減強化もすることながら組合内務の組織的削減にも重んじていくべきだとの意見は反対し、従来も斗争争の中で断つていられ、今後も充分考慮することと了解

